

月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料

令和7年7月29日

内閣府

<日本経済の基調判断>

<現状> 【表現変更】

景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。

(先月の判断) 景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。

<先行き>

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

<政策の基本的態度>

米国の関税措置について、今般の日米間の合意を踏まえ、引き続き必要な対応を行いながら、経済財政運営に万全を期す。「経済財政運営と改革の基本方針2025～『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ～」に基づいて、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していく。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」及びその裏付けとなる令和6年度補正予算並びに令和7年度予算を迅速かつ着実に執行するとともに、4月25日に取りまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」の施策を実施する。

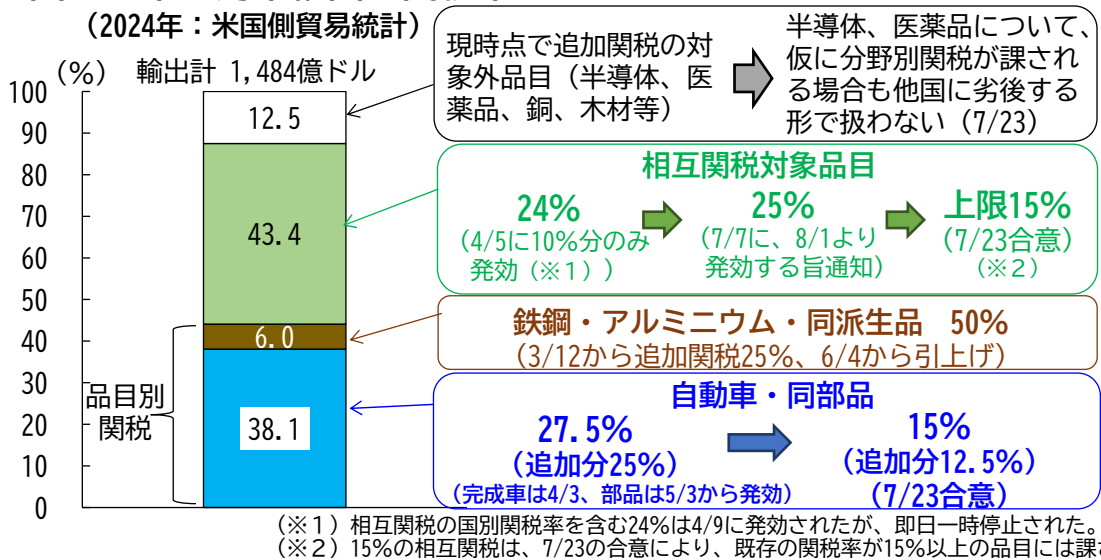
政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じた機動的な政策運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

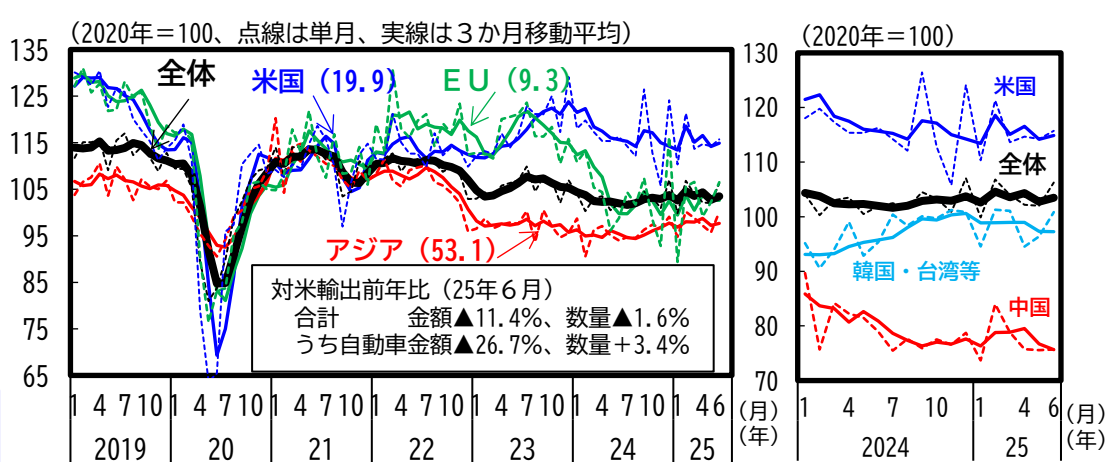
今月のポイント 米国の関税措置と輸出・収益の動向

- ◆ 7月7日に米国より相互関税対象品目の追加関税率を25%とする旨通知があったが、7月23日（日本時間）、米国との間で、相互関税対象品目、自動車・同部品の関税率を15%（相互関税対象品目は上限、自動車・部品は既存税率と合わせた値）とすることで合意（1図）。
- ◆ これまでの関税措置の輸出への影響を見ると、米国向け自動車・部品輸出を含めて、関税措置による特段の変調は見られない。輸出全体では、アジア向けの半導体製造装置等の一服もあり横ばい圏内（2・3図）。
- ◆ 米国向け輸出金額は、自動車中心に前年比▲11%程度の減少。自動車輸出価格は25%追加関税発動の4月以降大きく下落（4図）。6月時点の自動車産業の利益計画は昨年と比べ弱めに下方修正（5図）。関税措置の企業収益への影響に引き続き注視が必要。

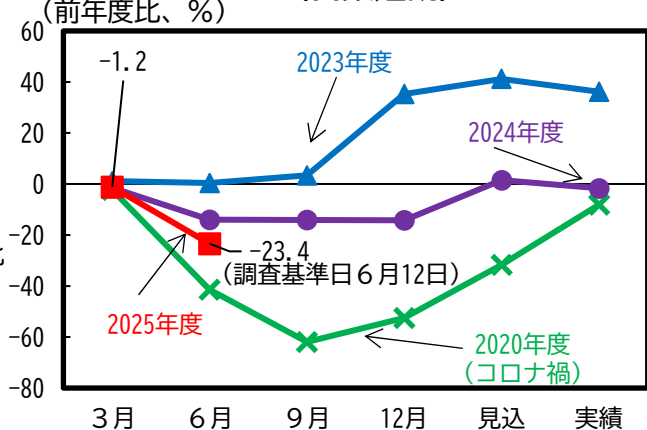
1図 日本の対米輸出と関税率



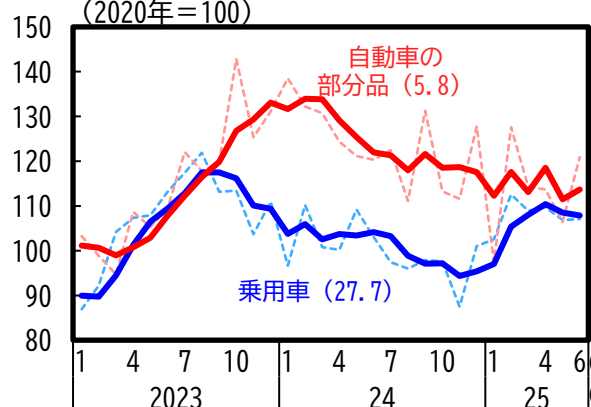
2図 我が国の輸出数量指数



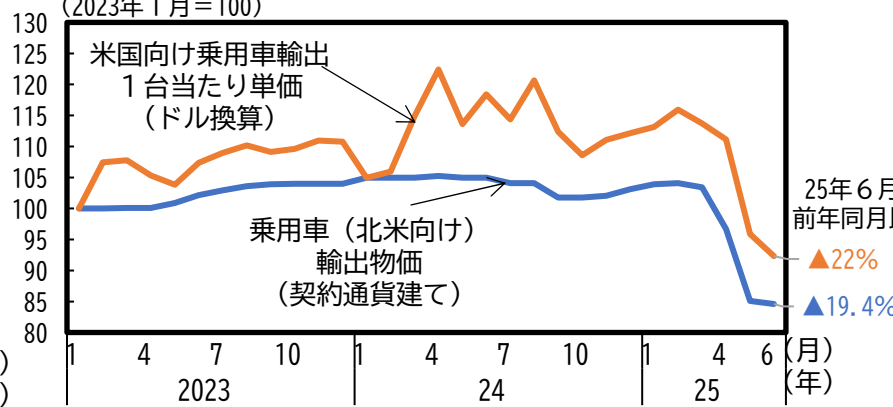
5図 自動車産業の経常利益計画 (日銀短観)



3図 米国向け自動車輸出数量



4図 米国向け自動車輸出価格

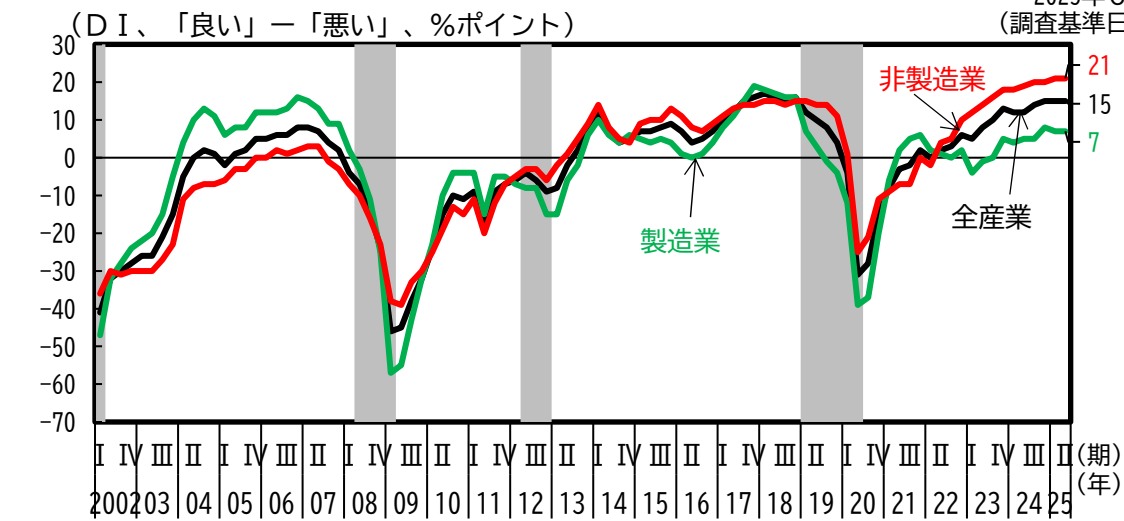


(備考) 1図は、米国商務省により作成。C I F 価格。官報において米国が追加関税の対象として指定した品目（HTSコード10桁品目）を抽出し、内閣府で集計。銅については8/1より各国からの輸入品に50%の追加関税が表明されているが、対象品目のHTSコードが公表されていない。2図、3図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。()内は、2024年輸出金額シェア(%)。ただし、韓国・台湾等はN I E sからシンガポールを控除。実線は3か月移動平均。破線は単月。4図は、財務省「貿易統計」、日本銀行「企業物価指数」により作成。単価の円ドル換算は中心相場の月中平均値。5図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

今月の指標（１） 業況感、設備投資の動向

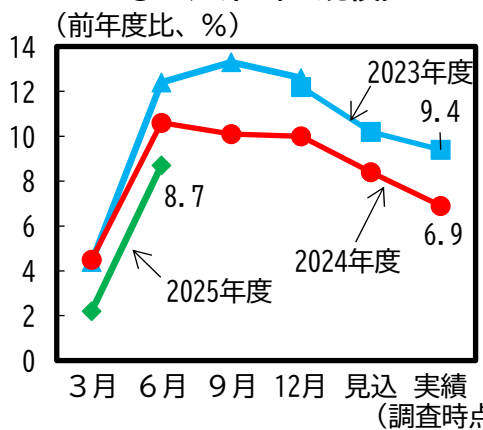
- ◆ 短観６月調査（調査期間５月２８日～６月３０日。調査基準日６月１２日）における企業の業況判断は、「良い」と答える企業が「悪い」と答える企業を上回る状況が継続し、非製造業では、バブル期以降で最も高い水準を維持。一方、自動車産業では企業規模を問わず、DIが低下。中小企業では、先行き「悪い」が「良い」を上回る見込みとなっており、今後の動向に留意（１図）。
- ◆ 2025年度の設備投資計画は、高い伸びとなった2024年度実績から8.7%増（６月調査時点）となり、自動車産業を含め旺盛な投資意欲が継続（２図）。中小企業では、需要増への対応や人手不足への対応など改善志向型の投資を積極化させる動き（３図）。

1図 日銀短観の業況判断DI ①全規模

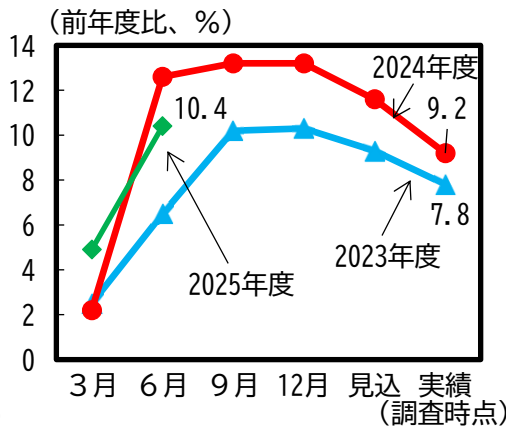


2図 企業の設備投資計画

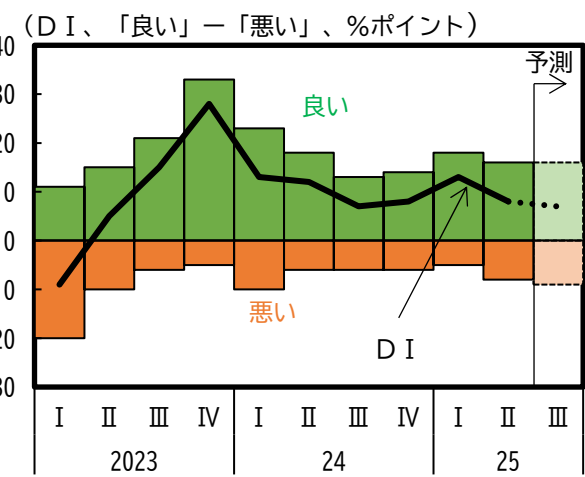
①全産業（全規模）



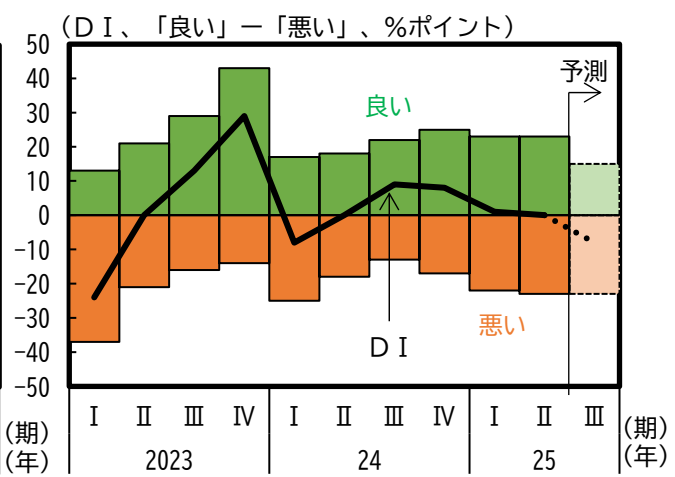
②自動車（全規模）



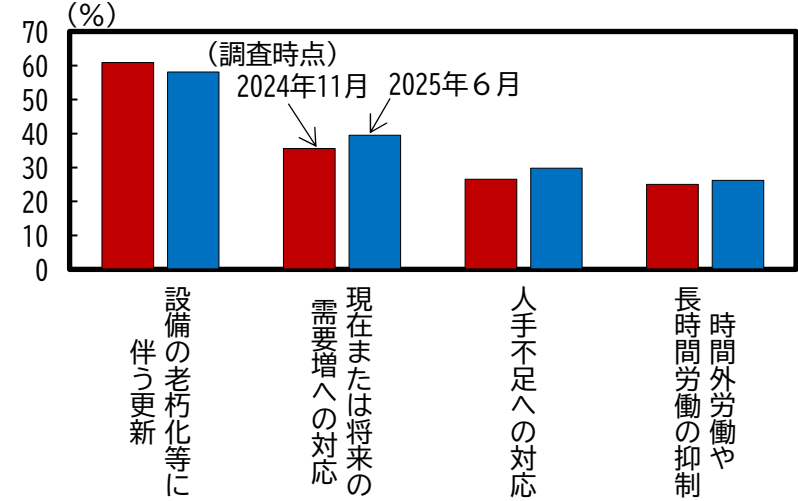
②自動車：大企業



③自動車：中小企業



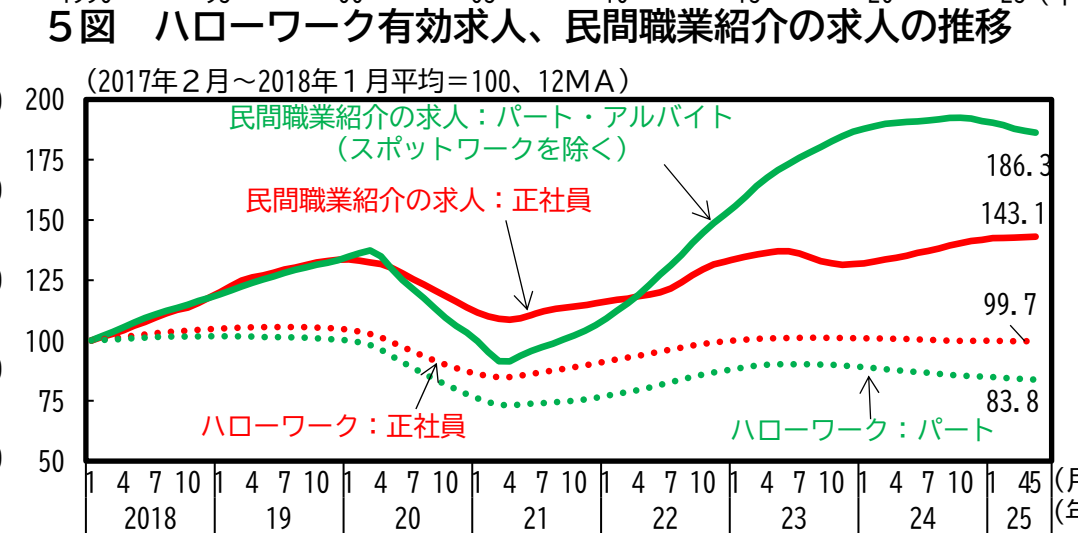
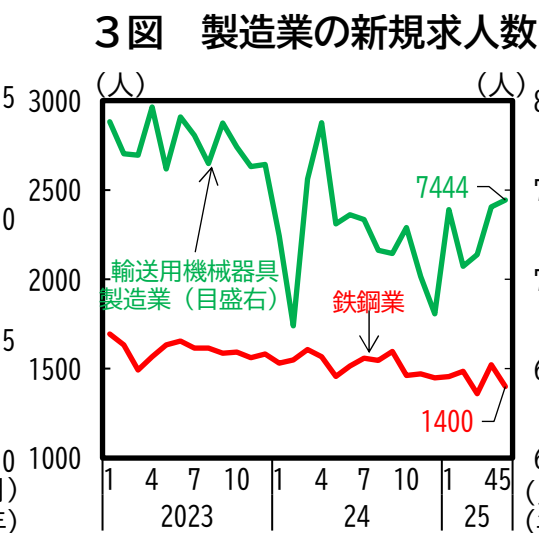
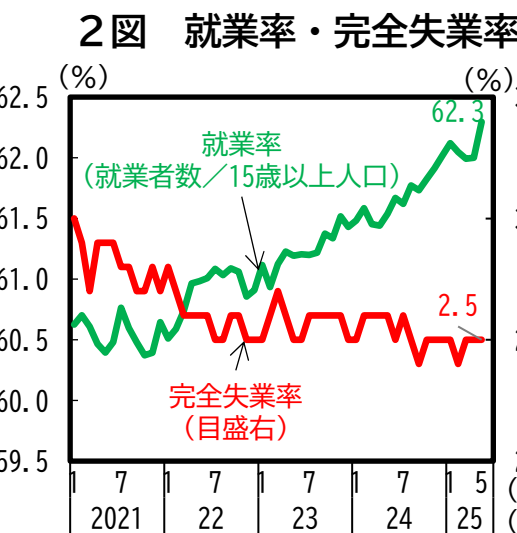
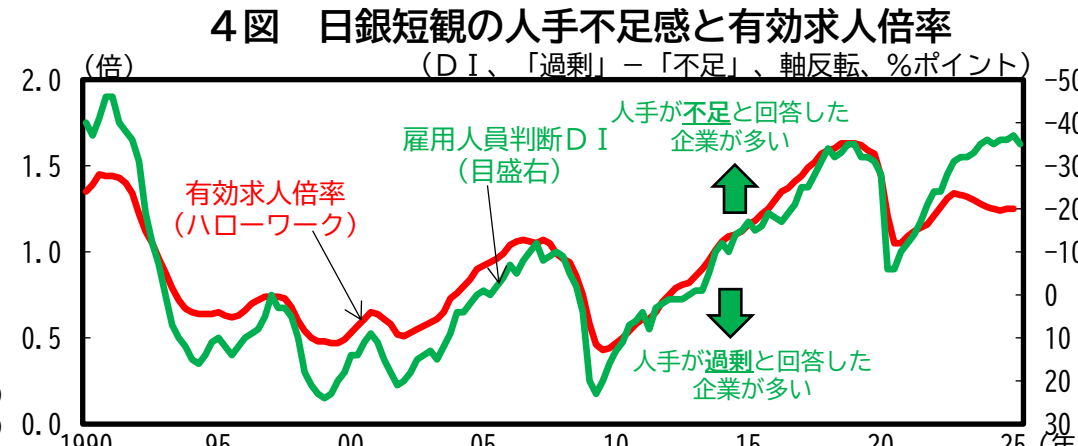
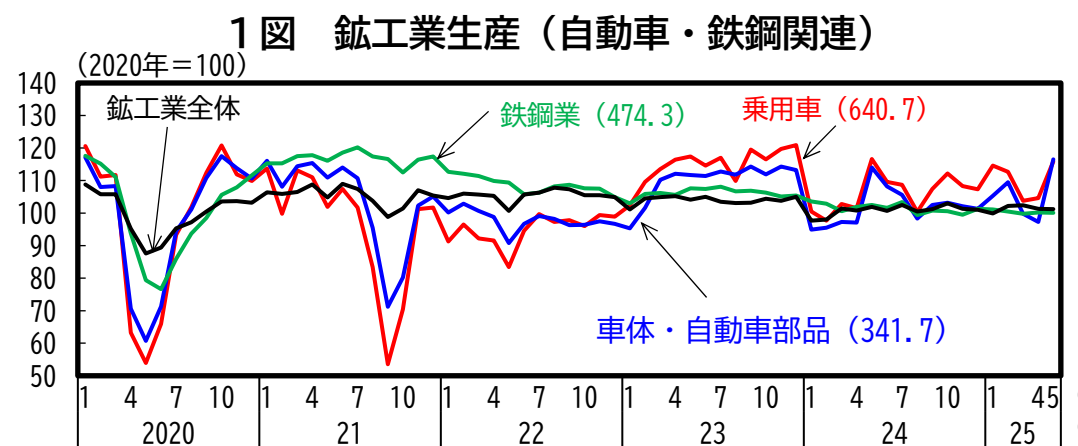
3図 中小企業の設備投資の動機（2025年度）



(備考) 1. 1図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、内閣府「景気基準日付」により作成。①のシャドーは景気の山から谷までの期間を示す。②、③の点線部分は予測を示す。
2. 2図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。設備投資額はソフトウェア・研究開発を含む（除く土地投資額）。
3. 3図は、日本商工会議所「LOBO調査（2025年6月）」により作成。2025年度に設備投資を行う（予定含む）と答えた企業における割合。

今月の指標（2） 生産・雇用の動向

- ◆ 製造業の生産は全体として横ばい傾向が続き、乗用車など品目別関税が課されている分野でも現時点で特段の変調は見られないが、今後の動向には留意が必要（1図）。
- ◆ マクロの雇用動向についても、失業率は2%台半ばが続き、就業率は約32年ぶりの高さとなるなど大きな変動はみられず、輸送用機械製造業等の新規求人数にも変調はない（2図・3図）。引き続き、関税措置の影響について注視していくことが重要。
- ◆ 近年、人手不足感の高まりに対して、ハローワークの有効求人倍率は頭打ち。背景には、ハローワークの利用率の低下と、民間職業紹介（求人広告を含む）を通じた求人数の増加。（4図・5図）

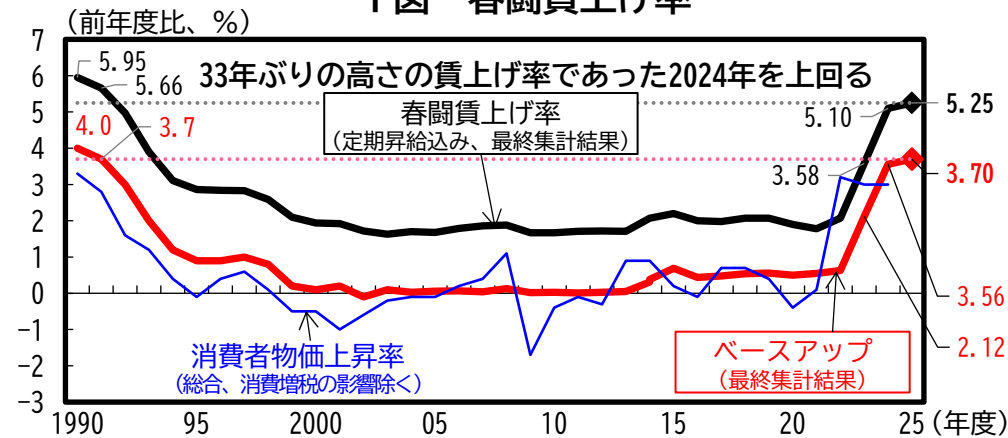


(備考) 1. 1図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。季節調整値。()内は、それぞれ「鉱工業指数」中の一万分比のウェイト。
2. 2図は、総務省「労働力調査」により作成。季節調整値。就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。
3. 3図は、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。内閣府による季節調整値。
4. 4図は、厚生労働省「職業安定業務統計」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。有効求人倍率は季節調整値。
5. 5図は、厚生労働省「職業安定業務統計」、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。

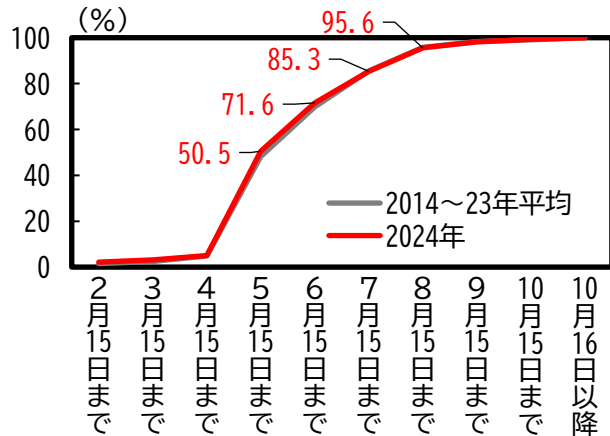
今月の指標（3） 賃金の動向

- ◆ 2025年の春闘賃上げ（最終集計）は、定期昇給込みで5.25%、ベアで3.70%と、33年ぶりの高さとなった昨年を上回った（1図）。改定後の賃金は、9月頃にかけて実際の賃金支払に反映されていくことが見込まれる（2図）。
- ◆ 5月の名目賃金（就業形態計、現金給与総額）は前年比1.4%と伸びが縮小したが、所定内給与は着実な上昇が継続。5月のボーナスが支給事業所割合の低下により大きく減少したことが影響（3図）。ただし、今夏のボーナスは堅調さを維持する見込み（4図）。
- ◆ 実質賃金は、パート時給では、物価上昇率の高まりの下でも、引き続き前年比プラスの一方、フルタイム労働者の月給ではこのところマイナスが続く（5図）。2%程度の安定的な物価上昇の実現とこれを上回る賃金上昇率の定着が喫緊の課題。

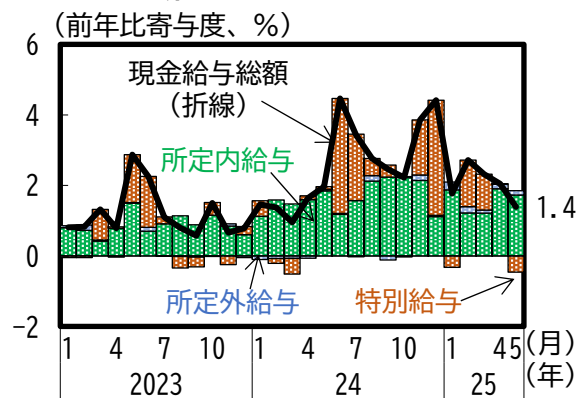
1図 春闘賃上げ率



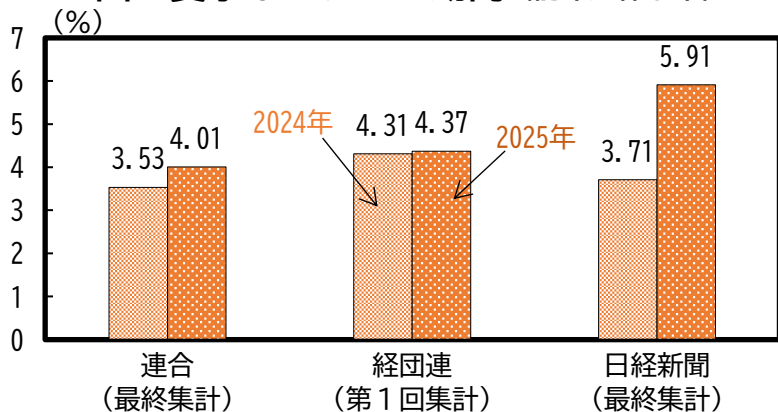
2図 改定後賃金の支給開始時期



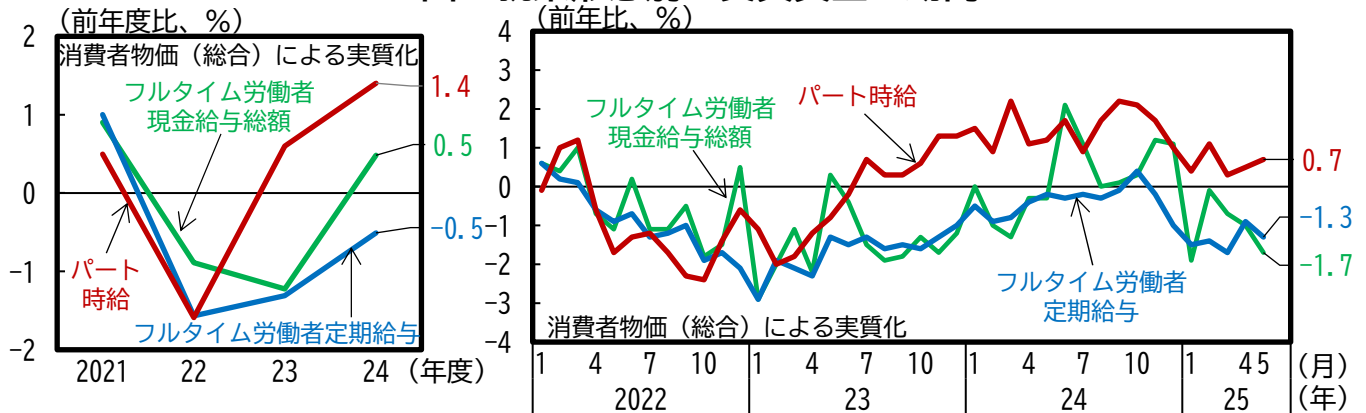
3図 現金給与総額の推移 （就業形態計、5人以上事業所）



4図 夏季ボーナスの動向（前年比伸び率）



5図 就業形態別の実質賃金の動向

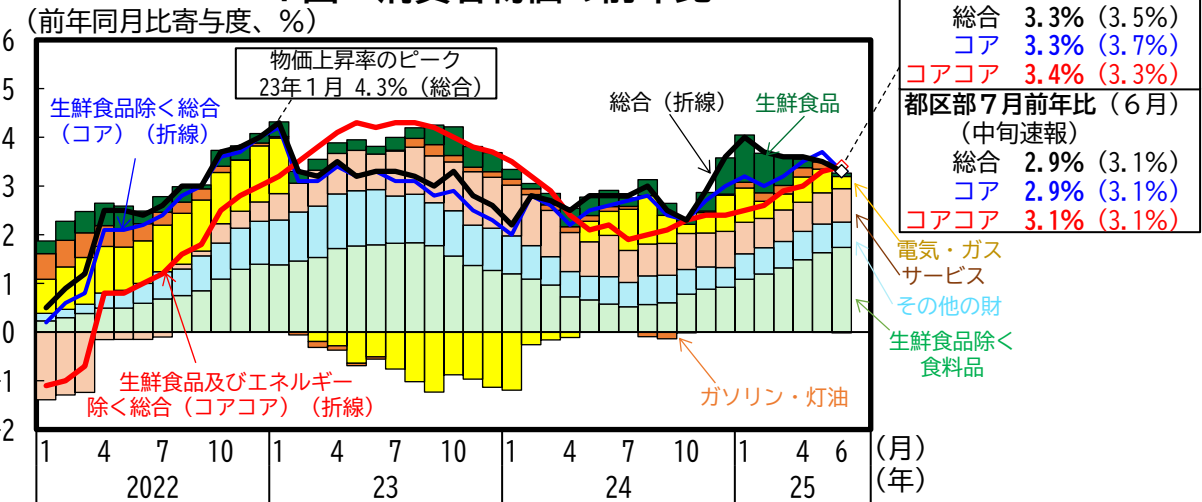


- （備考） 1. 1図は、日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。ベースアップ率の値は2013年度までは賃金事情等総合調査、2014年度以降は春季生活闘争回答集計結果による。
2. 2図は、厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」により作成。調査産業計における「不詳」を除いた合計を100%として算出したもの。
3. 3図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
4. 4図は、日本労働組合総連合会、一般社団法人日本経済団体連合会、株式会社日本経済新聞社それぞれのプレスリリース資料等により作成。2025年におけるサンプルサイズは、連合が1,495組合、経団連が107社（原則として従業員500人以上）、日経新聞が383社（上場企業が中心）。
5. 5図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」及び総務省「消費者物価指数」により内閣府が計算。

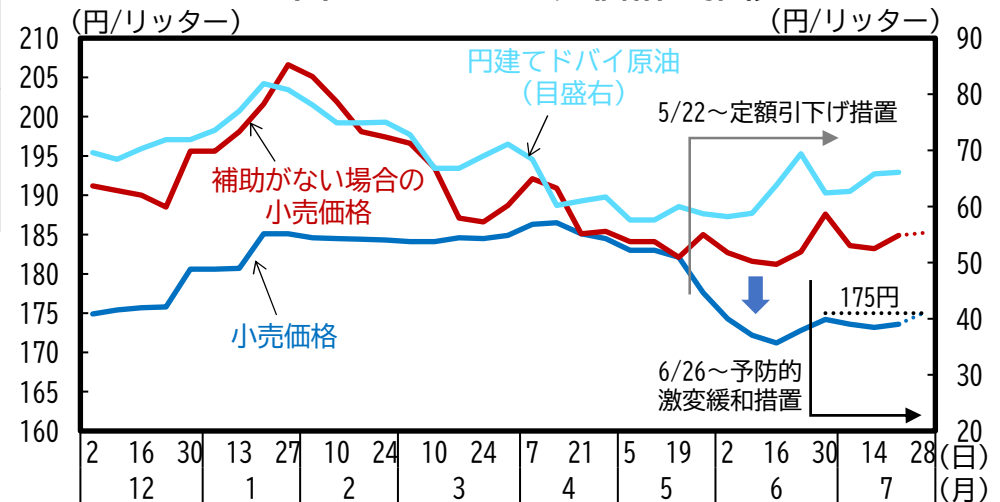
今月の指標（４） 物価の動向

- ◆ 消費者物価指数は、引き続き生鮮食品を除く食料品の上昇幅拡大を主因に、6月は前年比3.3%に、7月都区部も3%程度の伸びが続く（1図）。ただし、POSデータでは米価格は6月に入って以降、随意契約による備蓄米放出の効果により低下。米取引関係者による今後数か月の需給見通しは緩和し、価格見通しは低下（2図）。
- ◆ ガソリンは5月下旬以降、定額引下げ措置に加え、原油価格高騰への予防的激変緩和措置により小売価格が抑制（3図）。電気代などの光熱料金についても、7～9月の料金支援策により、8月以降の消費者物価を抑制へ（4図）。

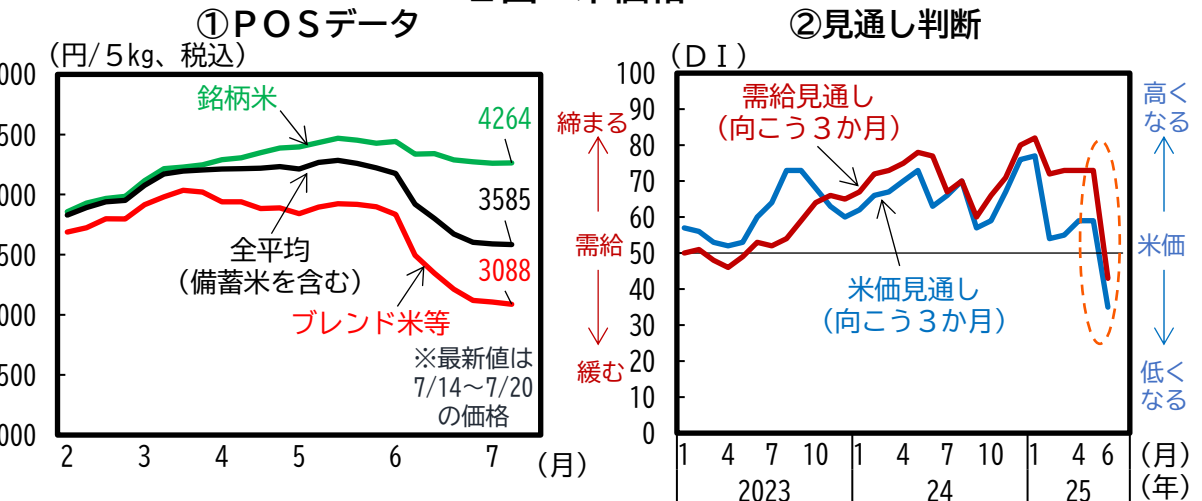
1図 消費者物価の前年比



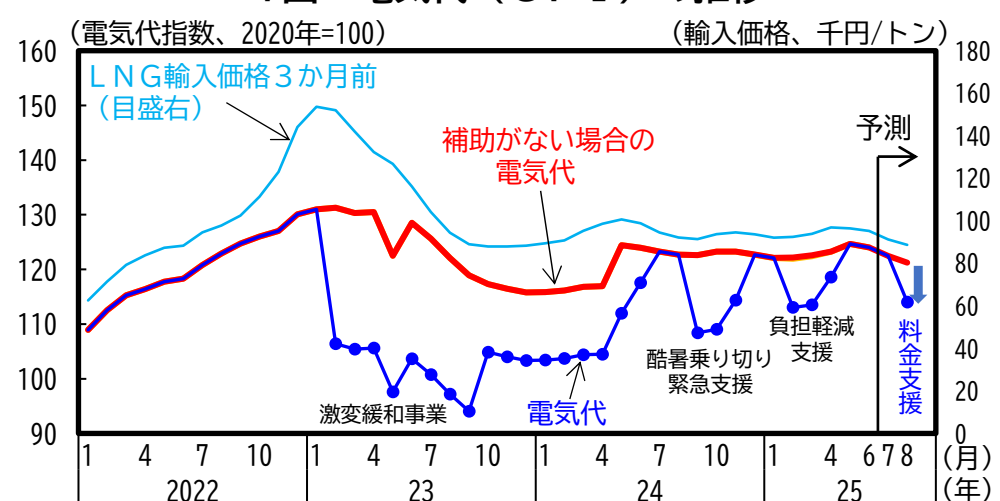
3図 ガソリン小売価格の推移



2図 米価格



4図 電気代 (CPI) の推移

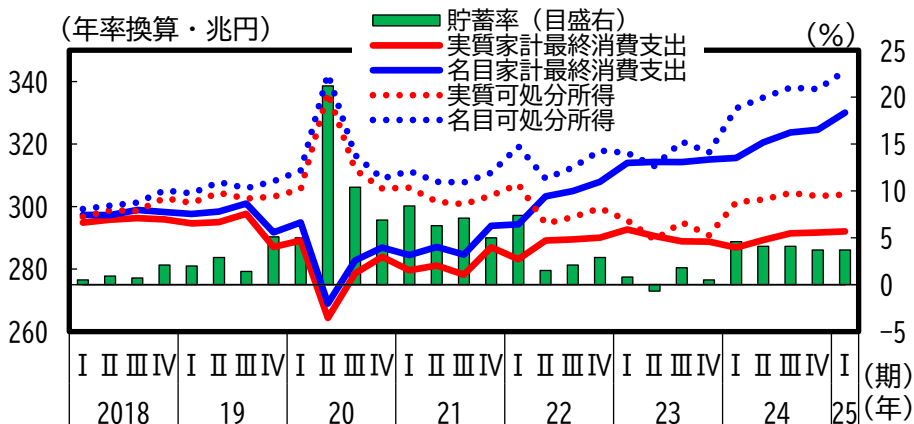


(備考) 1. 1図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。2025年6・7月の東京都都区部の前年同月比は、水道基本料金無償化の影響により、全国に比べ、0.2%ポイント程度低くなっている。
2. 2図は、農林水産省「スーパーでの販売数量・価格の推移 (KSP-POSデータ)」、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構「米取引関係者の判断に関する調査」により作成。
3. 3図は、資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」、各種公表資料により作成。 4. 4図は、財務省「貿易統計」、総務省「消費者物価指数」により作成。LNGの輸入価格は3か月移動平均値。

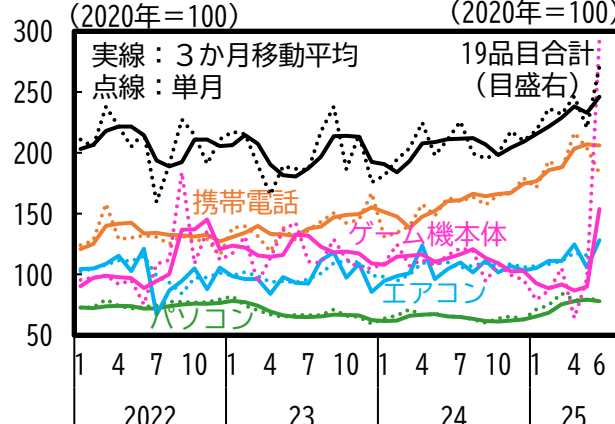
今月の指標（5） 個人消費の動向

- ◆ 可処分所得が名目・実質共に増加傾向で推移する中、個人消費の持ち直しの動きも続くが、緩やかな伸びにとどまり、貯蓄率はコロナ禍前を上回る水準で高止まり（1図）。このところ弱含んでいた消費者マインドは、米価格の低下もあって、物価上昇予想が一服し下げ止まり。週次データでは直近は上昇（2図）。
- ◆ 家電販売は、スマートフォンやPCが堅調なほか、気温上昇によるエアコンの増加、6月初に発売の新型ゲーム機の大幅増加もあり、持ち直しが続く（3図）。外食も、売上高・客数ともに増勢が継続（4図）。夏休みの旅行者数（民間推計）は、日並びの良さや堅調なボーナスのほか、円安傾向の落ち着きもあって、海外旅行を中心に昨年より増加の見込み（5図）。

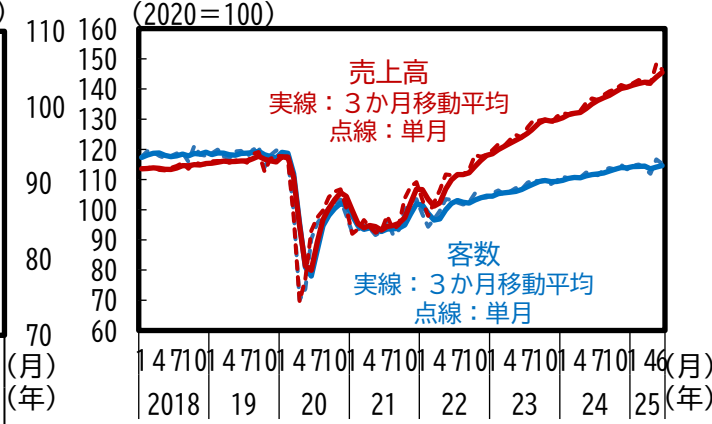
1図 家計の可処分所得、消費の推移



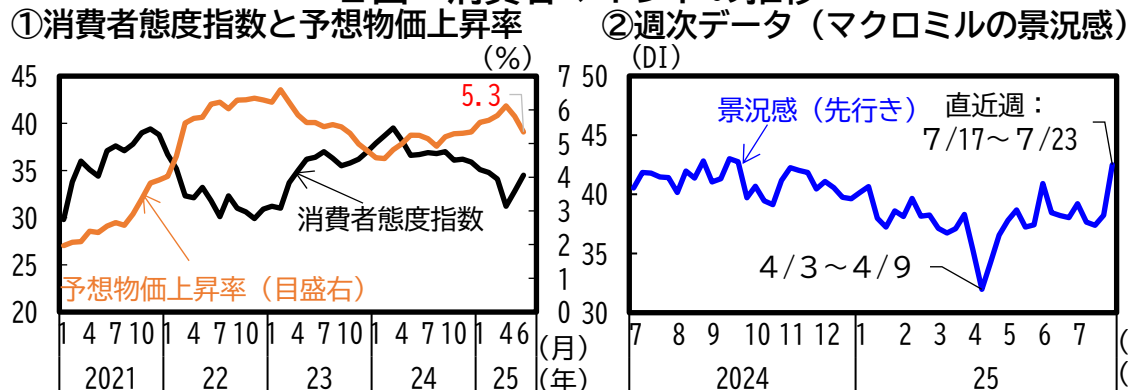
3図 家電販売（POSデータ）



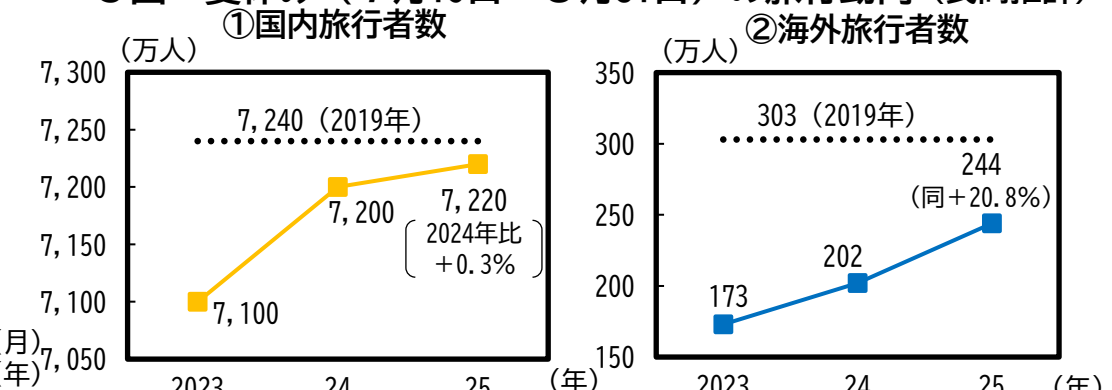
4図 外食売上高



2図 消費者マインドの推移



5図 夏休み（7月15日～8月31日）の旅行動向（民間推計）



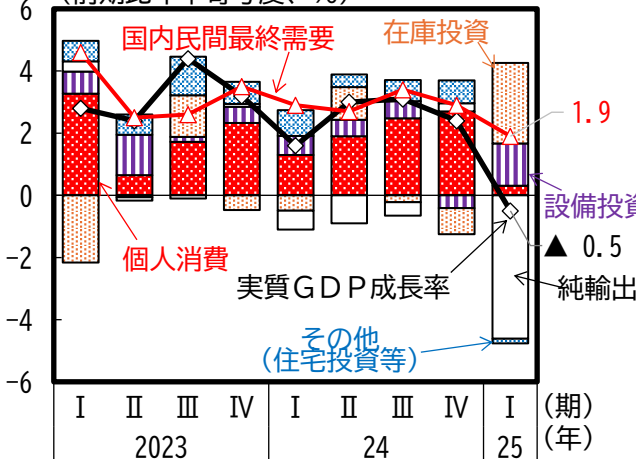
- （備考）
- 1図は、内閣府「国民経済計算」により作成。季節調整値。
 - 2図は、内閣府「消費動向調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。消費者態度指数は2人以上の世帯、季節調整値。予想物価上昇率は「日ごろよく購入する品物の価格について、1年後どの程度になると思いますか」という問に対する世帯の回答結果のうち、上昇、下落ともに「2%未満」を1%、「2%以上～5%未満」を3.5%、「5%以上～10%未満」を7.5%、「10%以上」を10%として、それぞれの回答者割合で加重平均した値。「マクロミル」は、20～74歳の男女1,000人を対象にインターネット調査を実施し、集計したもの。「景況感（先行き）」は2～3か月後の身の回りの景況について5段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。直近週は、7月17日～7月23日の週。
 - 3図は、GfKジャパンデータにより作成。内閣府による季節調整値。
 - 4図は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」、経済産業省「第3次産業（サービス産業）活動指数」により作成。内閣府による季節調整値。
 - 5図は、JTB報道資料より作成。1泊以上の日本人の旅行について、各種経済動向や消費者行動調査、運輸・観光関連データ、JTBグループが実施したアンケート調査などからJTBが推計したもの。

今月の指標（6） 米国のマクロ経済の動向

- ◆ 米国では、耐久財を中心に個人消費の伸びが緩やかになっており、景気の拡大が緩やかになっている（1図、2図）。特に、自動車販売台数は、関税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動き（3図）。
- ◆ 雇用者数は緩やかに増加する中、民間部門は増勢が鈍化（4図）。消費者物価は、足下一部の財で上昇するものの、全体としては緩やかな上昇率（5図）。F R Bの連邦公開市場委員会では、26年末までに政策金利の0.75%pt引下げを見込む（6図）。

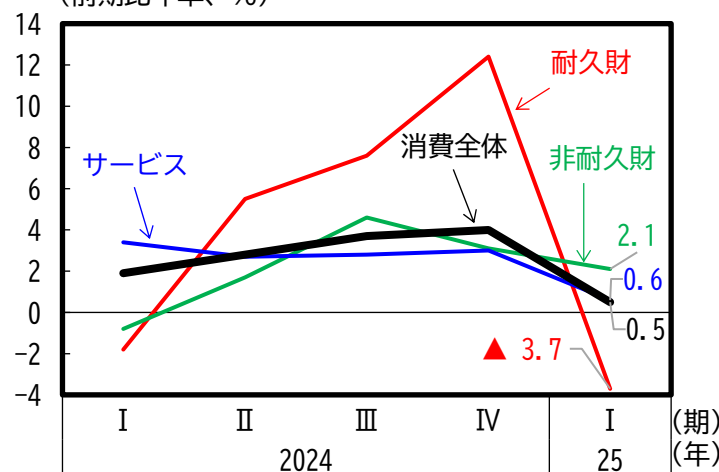
1図 実質GDP成長率

(前期比年率寄与度、%)



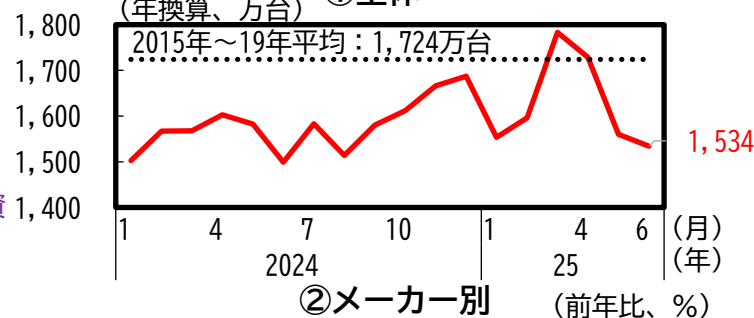
2図 実質個人消費

(前期比年率、%)



3図 米国内新車販売台数

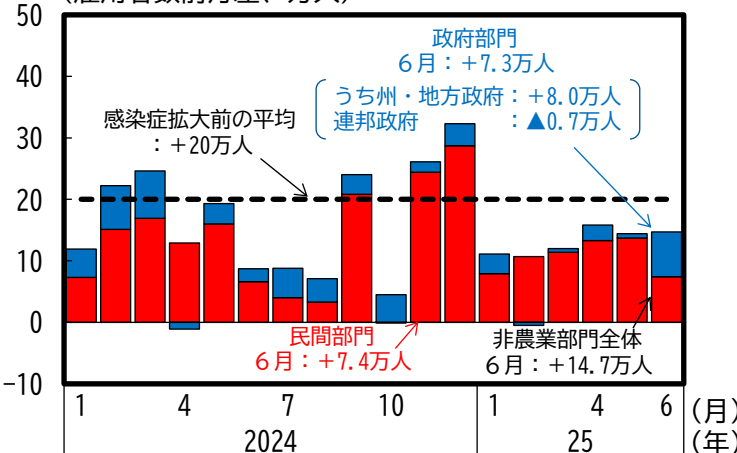
①全体



	2025年			
	3月	4月	5月	6月
日系	10.8	10.9	1.7	▲ 4.0
米系	11.0	12.6	2.5	▲ 5.1
ドイツ系	3.6	▲ 5.9	▲ 11.2	▲ 21.4
韓国系	13.1	16.2	6.7	0.9

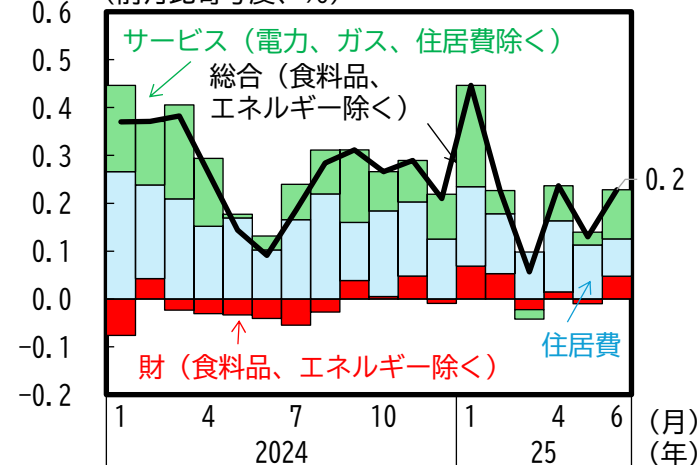
4図 雇用者数

(雇用者数前月差、万人)



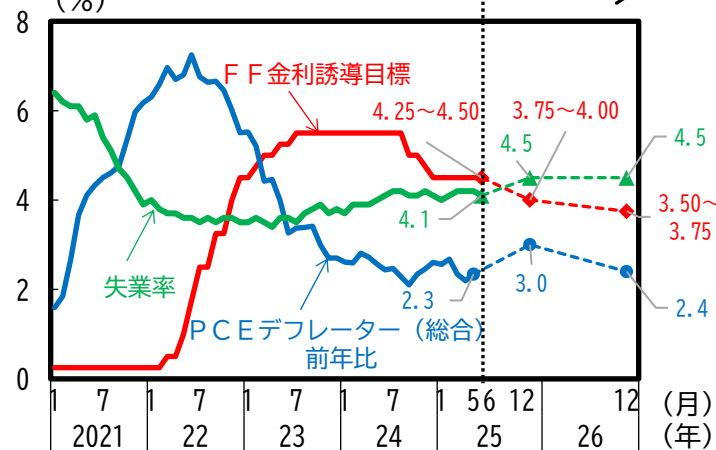
5図 消費者物価

(前月比寄与度、%)



6図 物価・失業率・政策金利の見通し

(%) 見通し (6月時点)



(備考) 1. 1図は、米国商務省により作成。国内民間最終需要は、GDPから純輸出、政府支出、在庫投資を引いたもの（個人消費と設備投資と住宅投資の合計に相当）。2図は、米国商務省により作成。

2. 3図は、米国商務省、マークラインズにより作成。全体の数字は、季節調整値。

3. 4図は、米国労働省により作成。感染症拡大前の平均前月差は、雇用者数が世界金融危機前の水準に戻った2014年5月から2020年2月までの前月差を平均したもの。5図は、米国労働省により作成。

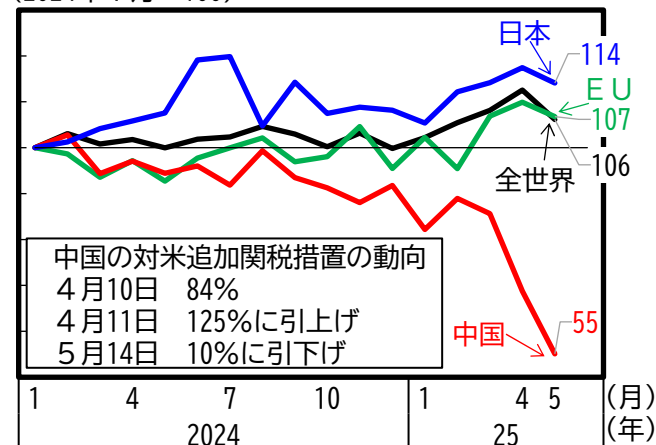
4. 6図は、F R B、米国商務省、米国労働省により作成。F F金利誘導目標は、上限値を示している。見通しは、6月18日に公表された連邦公開市場委員会（F O M C）参加者による四半期経済見通しの中央値。

今月の指標（7） 各国・地域の財貿易の動向

- ◆ 米国では、累次の米国の関税措置及び中国の対抗措置の影響もあり、対中国輸出入がともに減少（1図、2図）。
- ◆ ユーロ圏では、米国向け駆け込み輸出がはく落したものの、前年比プラスが続く（3図）。特にアイルランドでは、医薬品、有機化学品の駆け込み輸出がみられた後、4月にはく落（4図）。
- ◆ 中国の財輸出は、4月以降米国向けが大幅に減少している一方、A S E A N向けを中心に全体として増加基調で推移（5図）。一方、財輸入は内需が伸び悩む中減少傾向で推移（6図）。特に、米国からの輸入は3月以降大幅に減少。

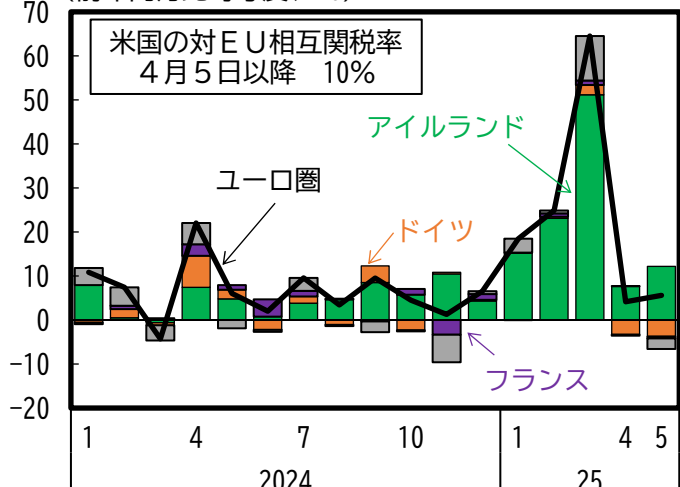
1図 米国の財輸出（相手国別）

（2024年1月=100）



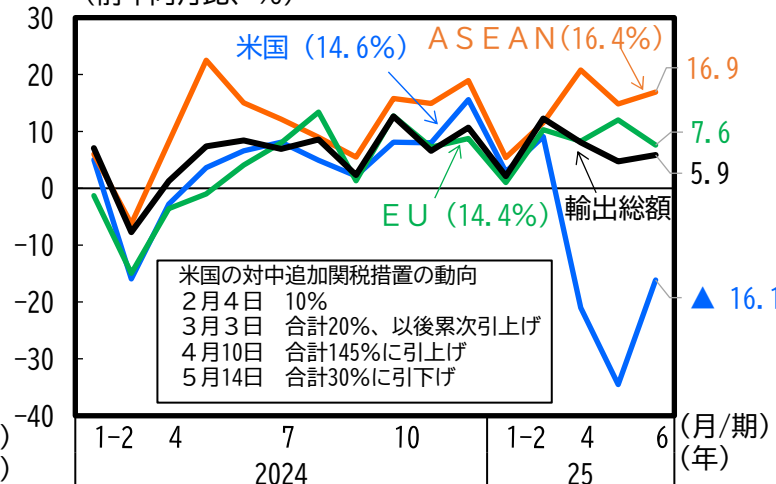
3図 ユーロ圏の米国向け財輸出

（前年同月比寄与度、%）



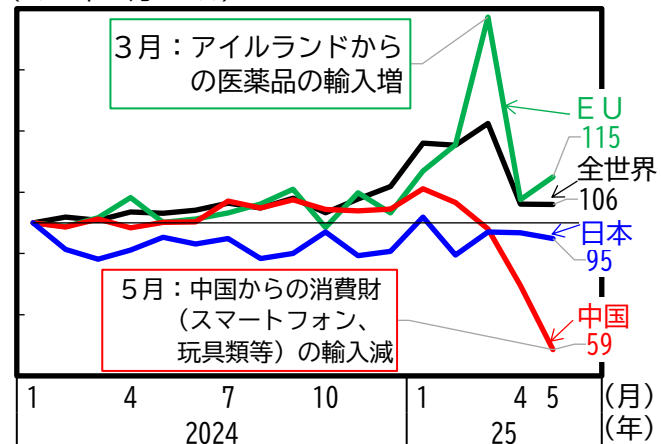
5図 中国の財輸出（相手国別）

（前年同月比、%）



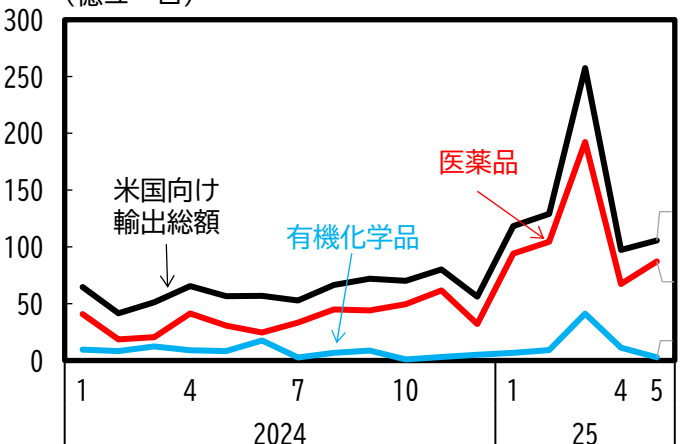
2図 米国の財輸入（相手国別）

（2024年1月=100）



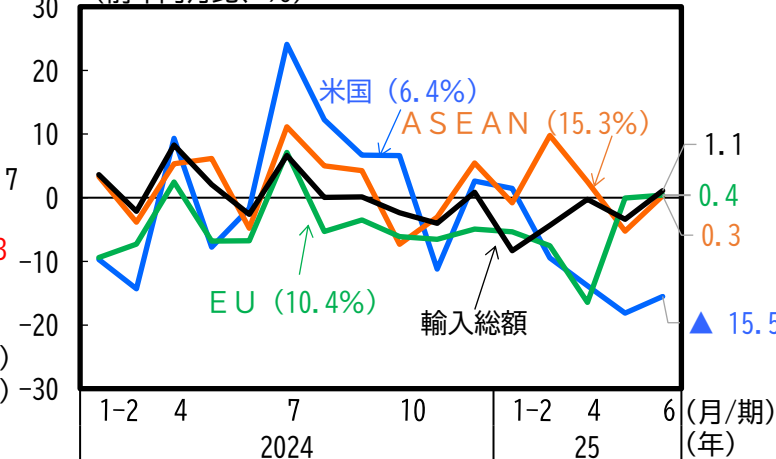
4図 アイルランドの米国向け財輸出

（億ユーロ）



6図 中国の財輸入（相手国別）

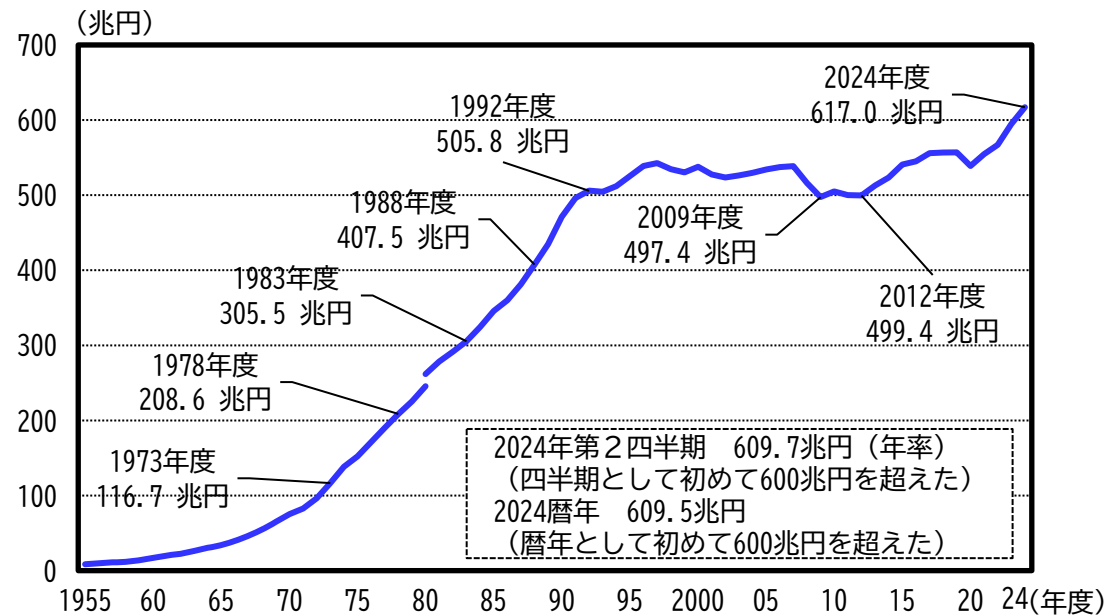
（前年同月比、%）



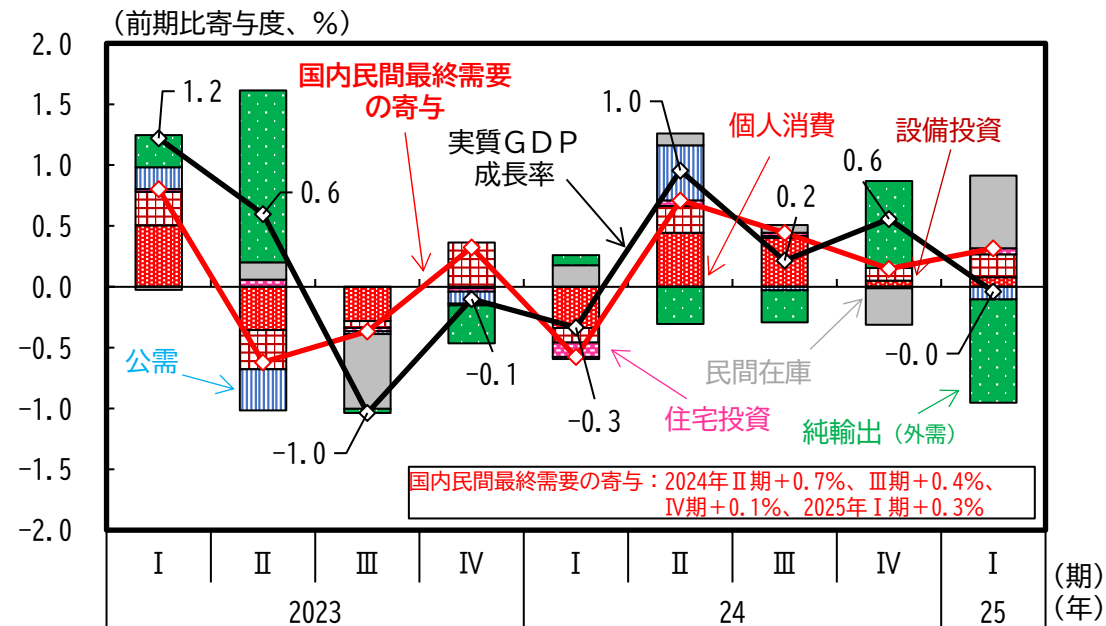
（備考）1. 1図、2図は、米国商務省により作成。通関ベース、名目、季節調整値。
 2. 3図は、ユーロスタットにより作成。名目値。4図は、アイルランド統計局により作成。名目値。
 3. 5図、6図は、中国海関総署により作成。金額ベース。（）内は2024年における輸出入相手国別のシェア。

参 考

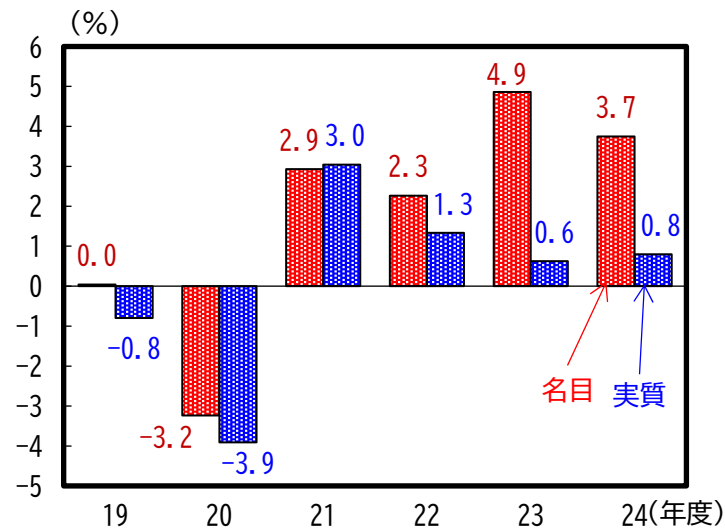
名目GDPの推移



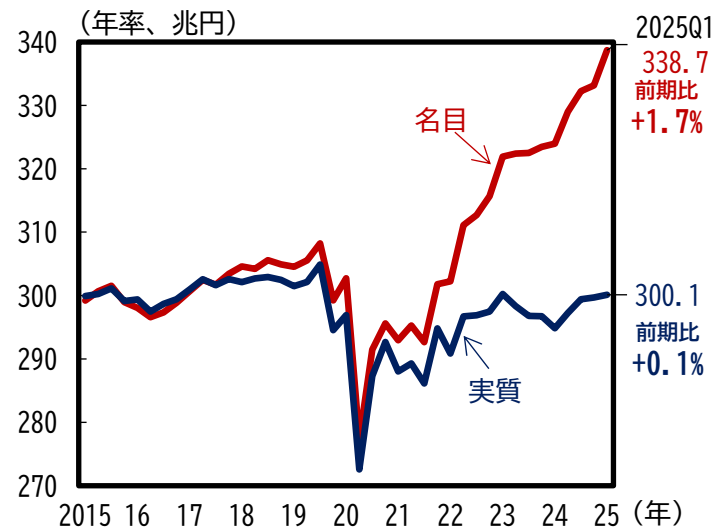
実質GDP成長率の寄与度分解



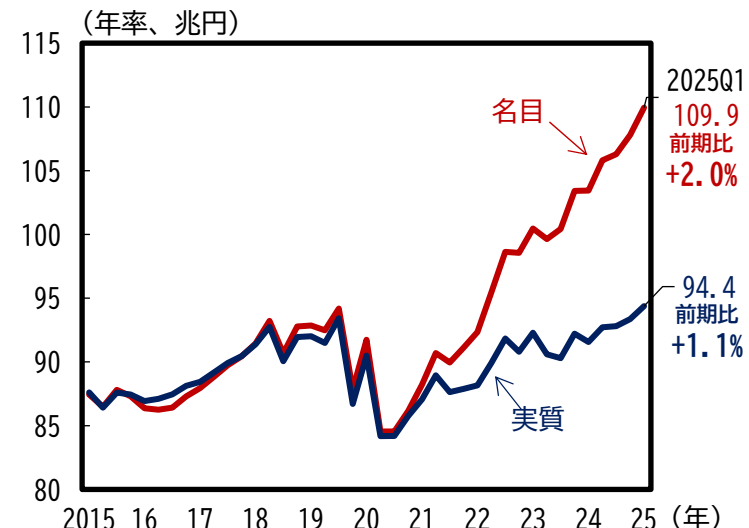
GDP成長率の推移（年度）



個人消費の推移

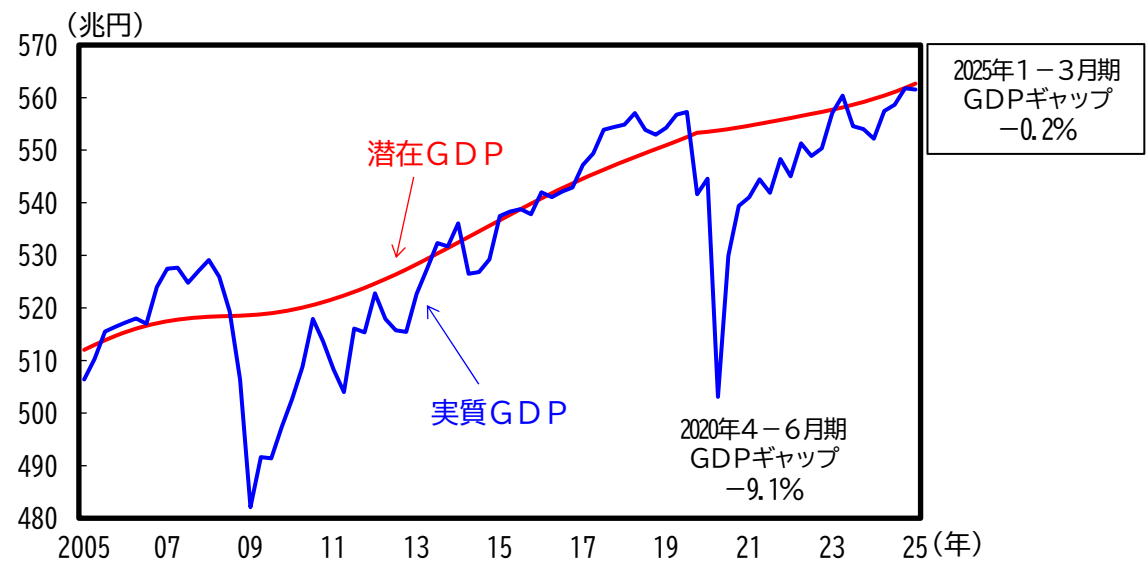


設備投資の推移

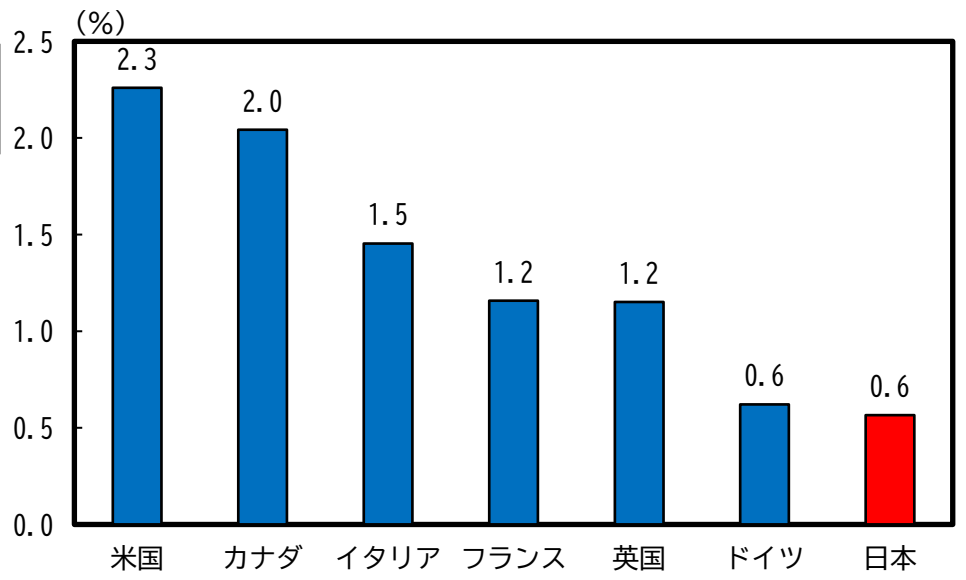


(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。2025年1－3月期2次速報時点。実質金額は、2015暦年連鎖価格。国内民間最終需要の寄与は、個人消費、設備投資、住宅投資の実質GDP成長率に対する寄与度を合計したもの。左上図のうち、1980年度までは平成2年基準、1980年度以降は2015年（平成27年）基準GDP。なお、1980年度から1993年度までは、2015年（平成27年）基準支出側GDP系列簡易遡及。右下2図は季節調整値。

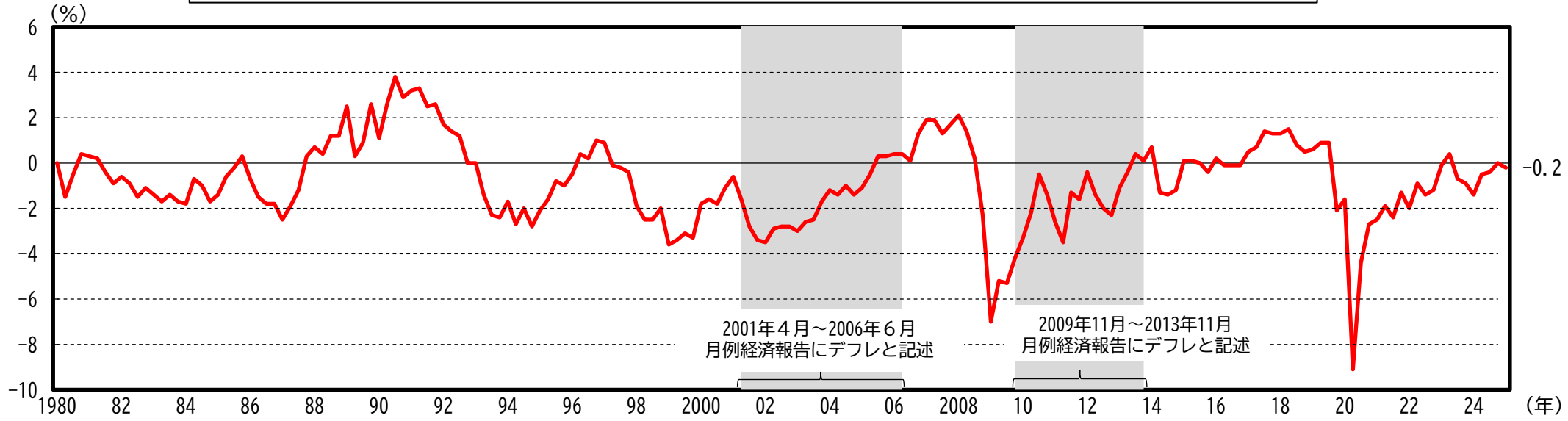
潜在GDPと実質GDP



潜在成長率（潜在GDPの伸び率）の国際比較



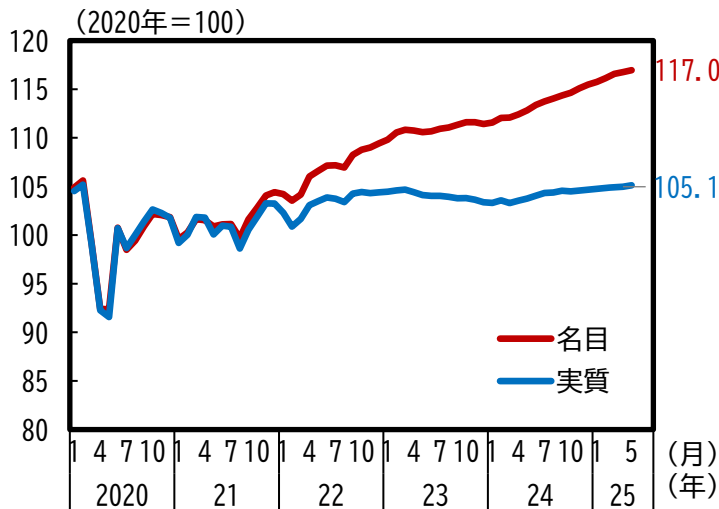
GDPギャップの長期推移



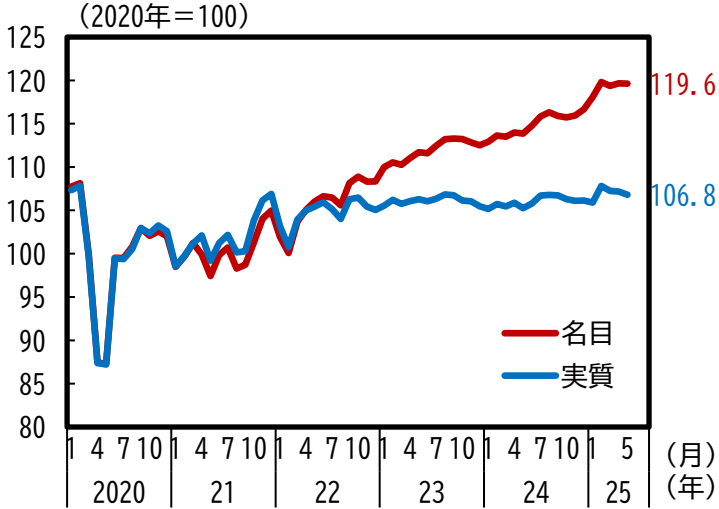
(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値、内閣府「国民経済計算」により作成。2025年1-3月期2次速報時点。
2. 右上図は、日本は内閣府推計値、米国は米国議会予算局推計値、その他の国はOECD「Economic Outlook No.117」により作成。日本の値は2025年1-3月期の値、その他の国は2024暦年値。
3. 下図は、内閣府推計値により作成。

各種消費指標等の動き

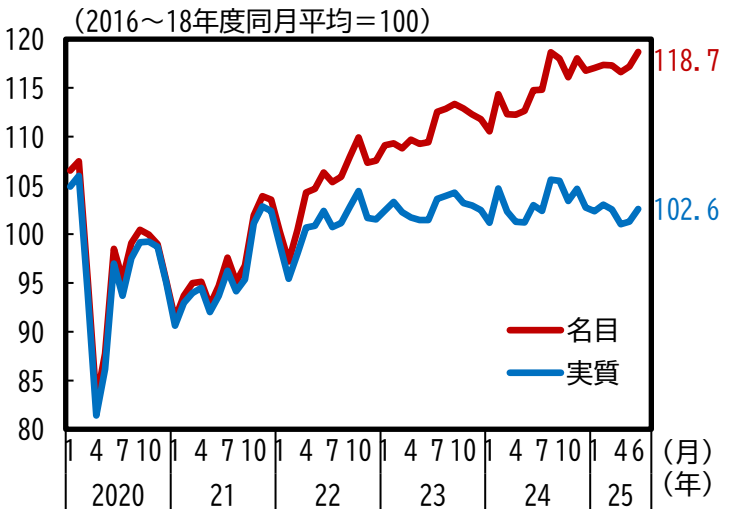
①総消費動向指数（CTIマクロ）



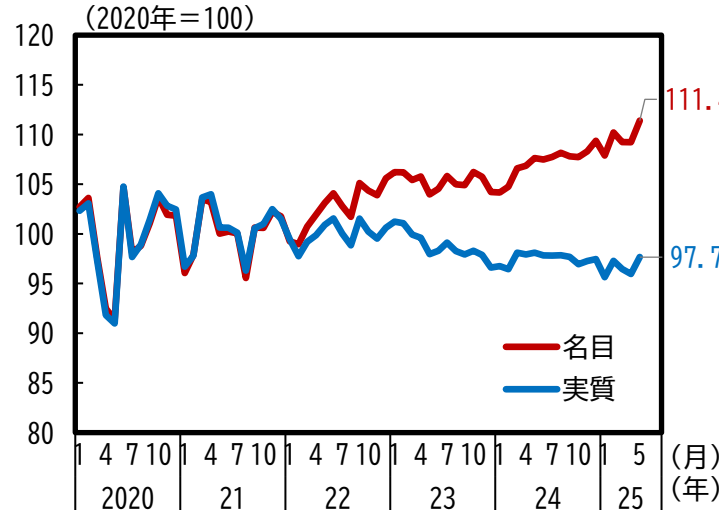
②消費活動指数



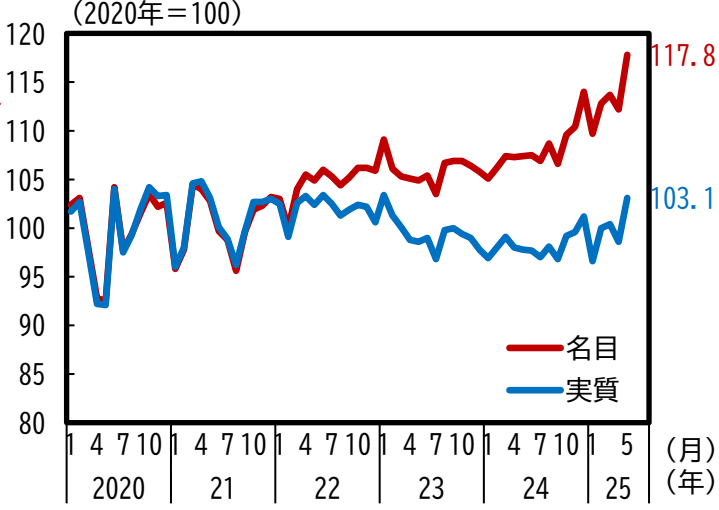
③JCB消費NOW



④世帯消費動向指数（CTIミクロ）



⑤家計調査（二人以上の世帯）



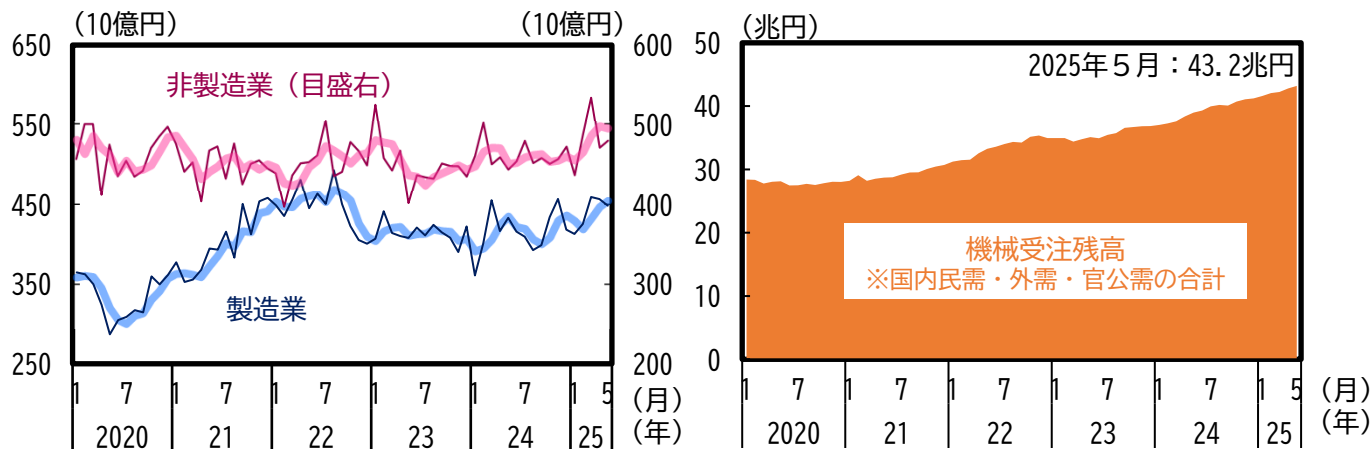
⑥新車販売台数



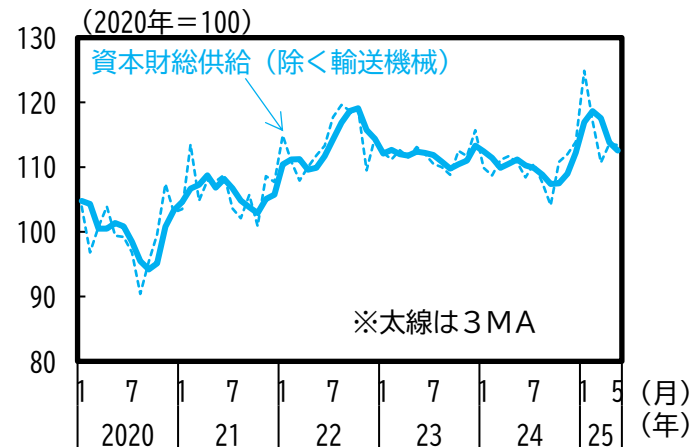
(備考) 総務省「消費動向指数（CTI）」、「家計調査」、「消費者物価指数」、日本銀行「消費活動指数」、株式会社ウキャスト・株式会社ジーシービー「JCB消費NOW」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。「総消費動向指数（CTIマクロ）」は、需要側統計（家計調査等から作成される総務省「世帯消費動向指数（CTIミクロ）」）、供給側統計（名目系列は経済産業省「商業動態統計」及び総務省「サービス産業動態統計調査」、実質系列は経済産業省「鉱工業指数」及び「第3次産業活動指数」）から合成された指標。「消費活動指数」は、供給側統計（経済産業省「商業動態統計」、「第3次産業活動指数」等）を用いて作成された指標。旅行収支調整済系列。「家計調査」の実質化に当たっては、消費者物価指数における「持家の帰属家賃を除く総合」が使用されており、「JCB消費NOW」の実質化は、同系列を用いて内閣府にて実施。「新車販売台数」は内閣府による季節調整値。

設備投資 ～持ち直しの動きがみられる～

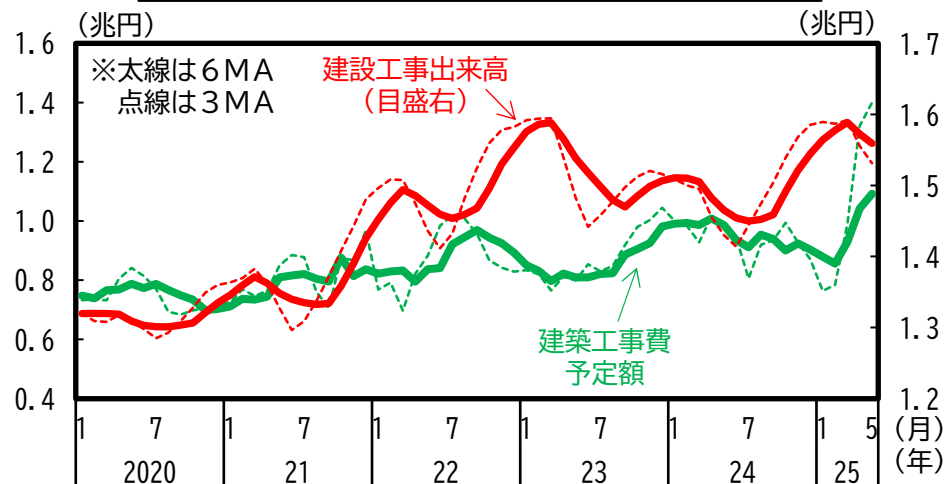
機械受注～持ち直しの動きがみられる～



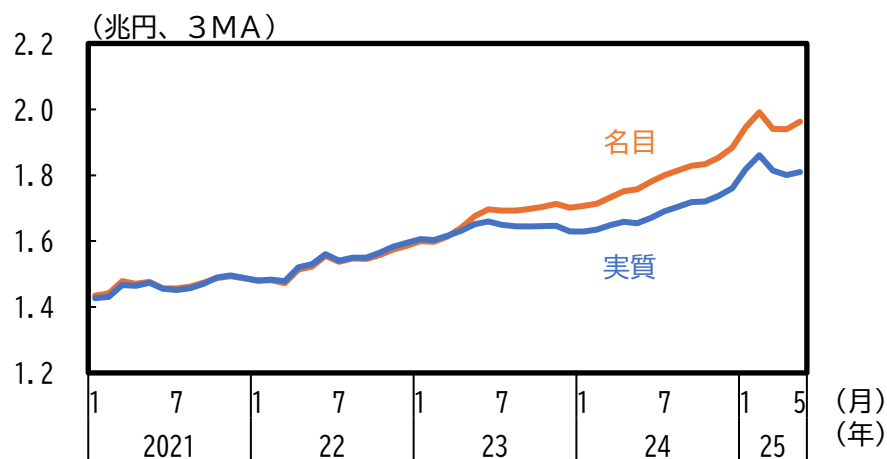
資本財総供給～おおむね横ばい～



建築工事費予定額 ～持ち直しの動きがみられる～



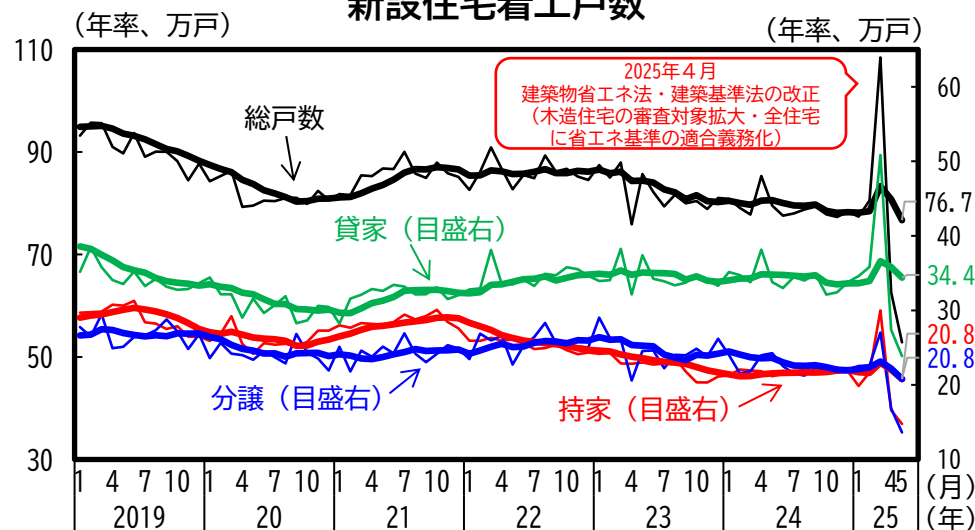
ソフトウェア投資 ～増加している～



- （備考）1. 左上図、中上図は、内閣府「機械受注統計調査報告」により作成。機械受注残高のみ原数値、その他は季節調整値。太線は後方3か月移動平均。非製造業は船舶・電力を除く。
 2. 右上図は、経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」により作成。点線は季節調整値、太線は季節調整値の後方3か月移動平均。
 3. 左下図は、国土交通省「建築着工統計調査」、「建設総合統計」により作成。建築工事費予定額は、民間非居住用。建設工事出来高は、民間の非住宅建設と土木の合計。ともに原数値の後方3・6か月移動平均。
 4. 右下図は、総務省「サービス産業動態統計調査」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。内閣府による季節調整値の後方3か月移動平均。実質値は、名目値を企業向けサービス価格指数（受託開発ソフトウェア（除組込み））で除して算出。2023年12月以前は、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」の前年比伸び率で割り戻して接続させた試算値。

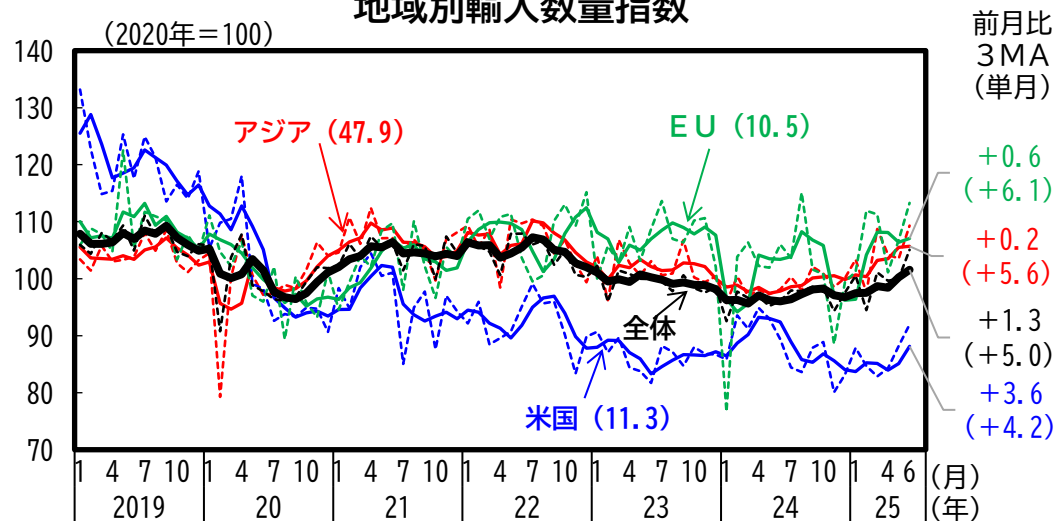
住宅建設 ～おおむね横ばいとなっている～

新設住宅着工戸数



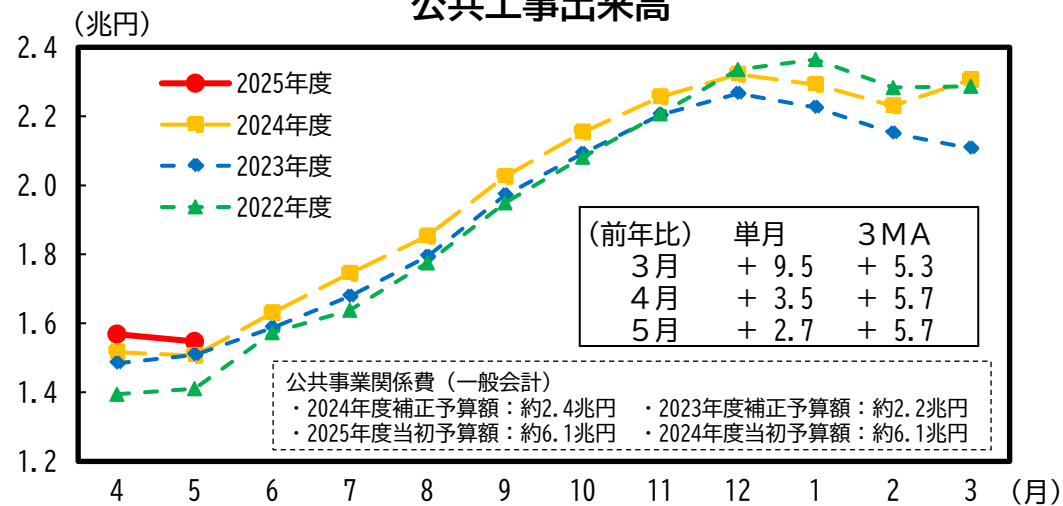
輸入 ～持ち直しの動きがみられる～

地域別輸入数量指数



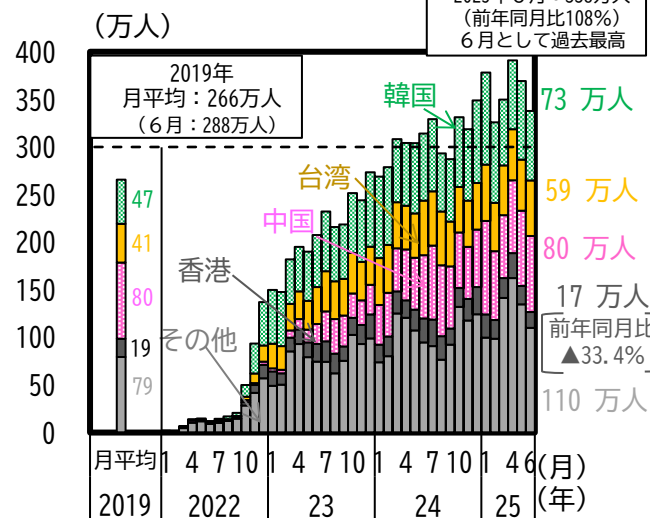
公共投資 ～底堅く推移している～

公共工事出来高

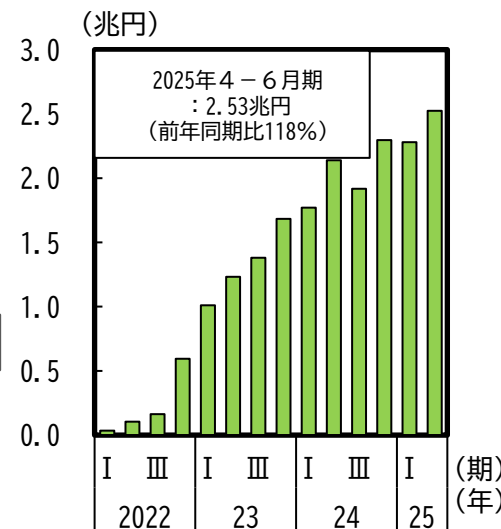


インバウンド

訪日外客数



訪日外国人消費額

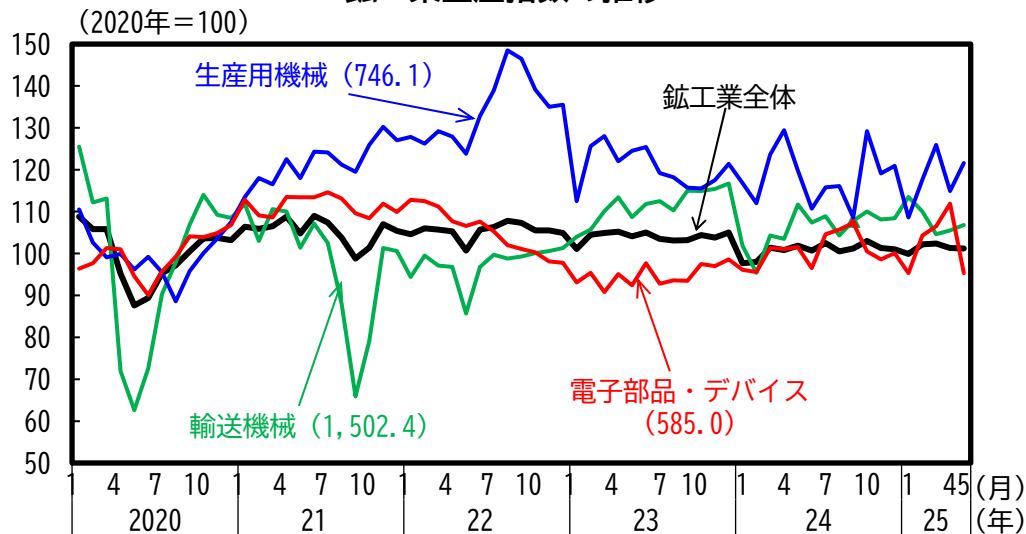


- (備考) 1. 左上図は、国土交通省「住宅着工統計」により作成。季節調整値。太線は後方6か月移動平均。
2. 左下図は、国土交通省「建設総合統計」により作成。点線枠内は、財務省予算関係資料、国土交通省「公共事業の執行状況について」により作成。
3. 右上図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値、()内は、2024年金額シェア(%)。実線は後方3か月移動平均、破線は単月。
4. 右下図は、日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」、観光庁「インバウンド消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」により作成。

生産

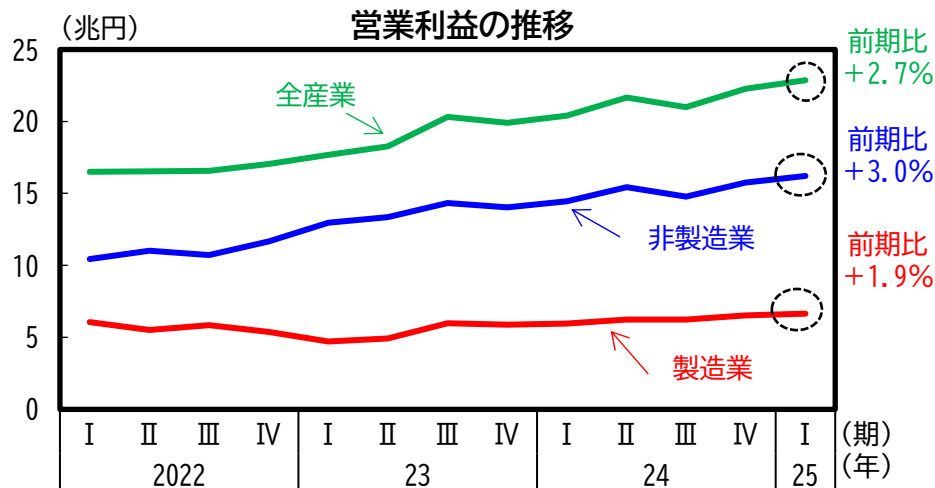
～横ばいとなっている～

鉱工業生産指数の推移



企業収益

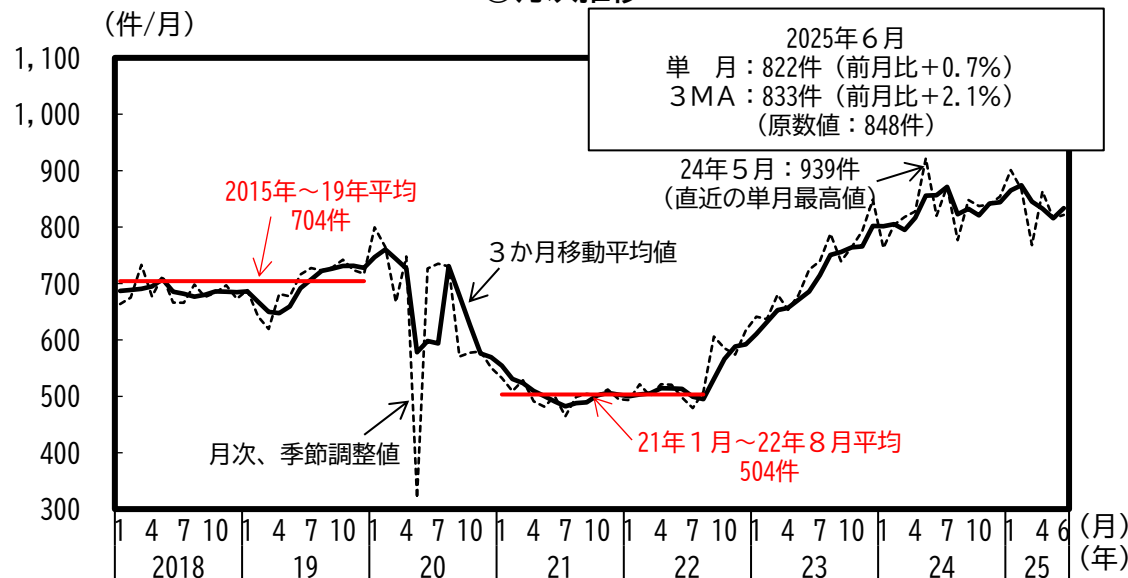
～改善しているが、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある～



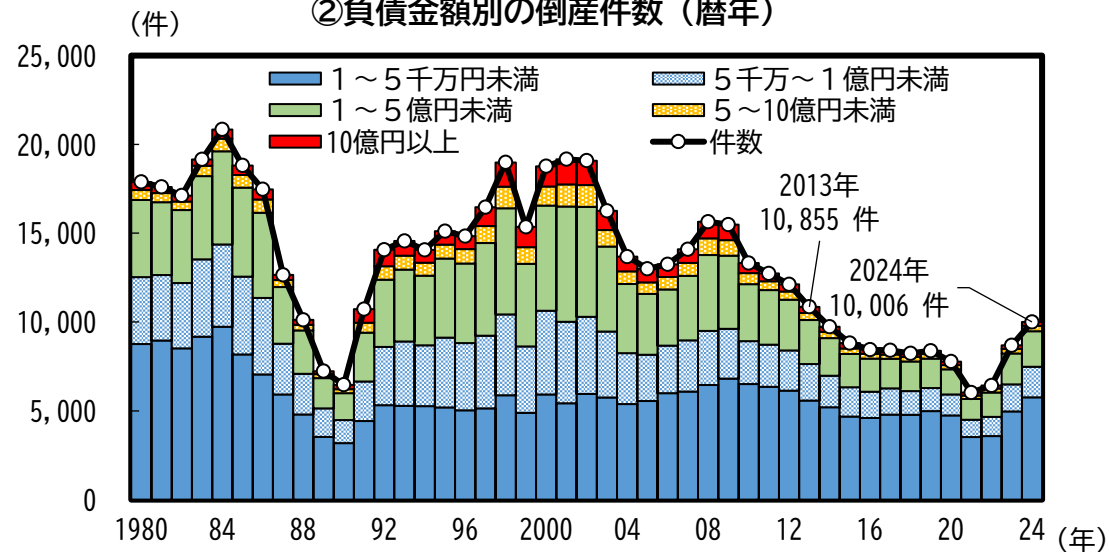
倒産

～おおむね横ばいとなっている～

①月次推移



②負債金額別の倒産件数（暦年）



(備考) 1. 左上図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。季節調整値。()内は、それぞれ「鉱工業指数」中の一万分比のウェイト。

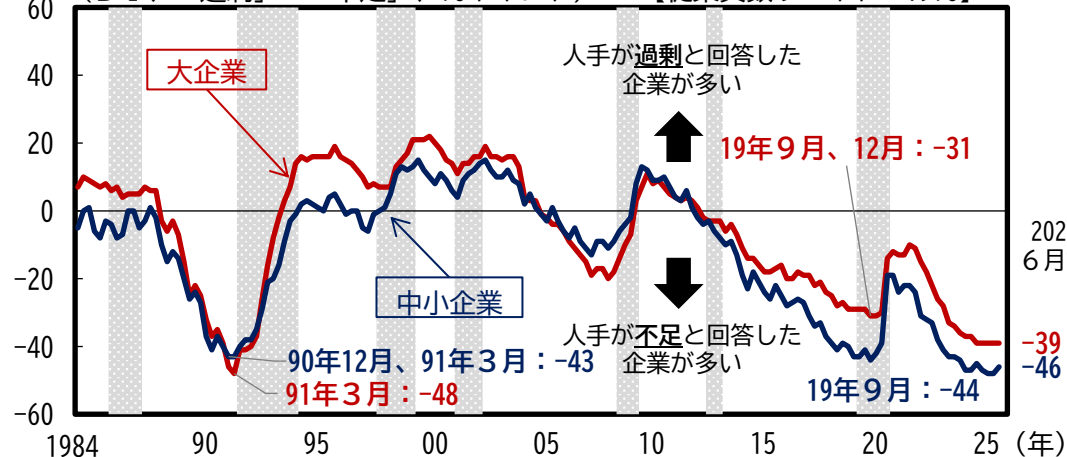
2. 左下図は、財務省「四半期別法人企業統計調査」により作成。季節調整値。

3. 右上図及び右下図は、東京商工リサーチ「倒産月報」により作成。右上図は内閣府による季節調整値。右下図は原数値。

企業の人手不足感の状況

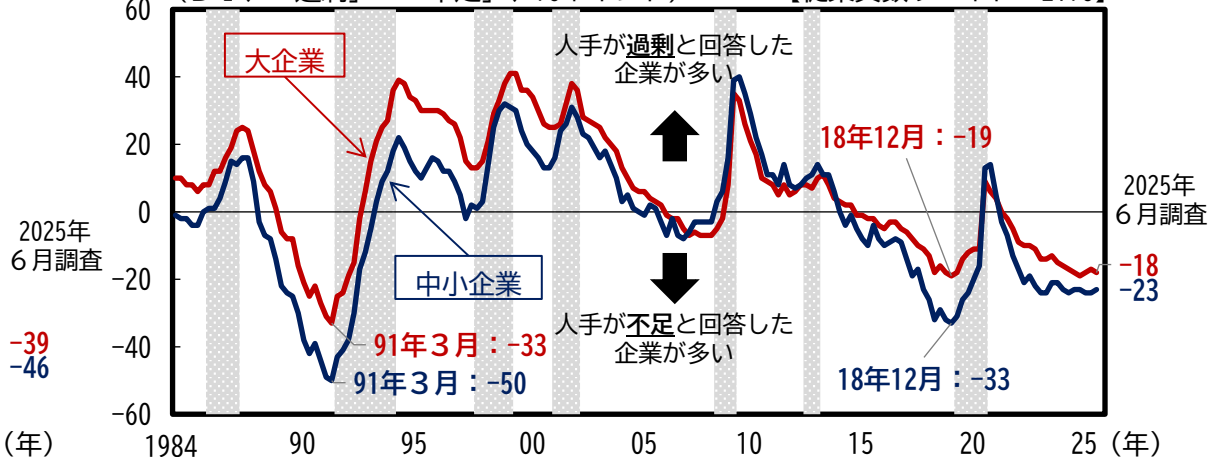
非製造業の雇用人員判断D I
(人手が「過剰」－「不足」)

(D I、「過剰」－「不足」、%ポイント) 【従業員数ウェイト：79%】



製造業の雇用人員判断D I
(人手が「過剰」－「不足」)

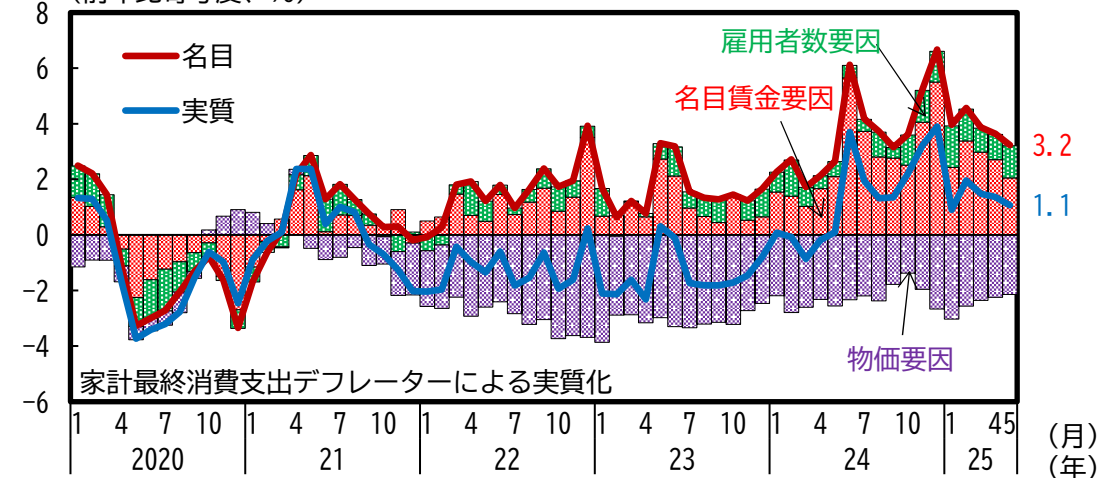
(D I、「過剰」－「不足」、%ポイント) 【従業員数ウェイト：21%】



賃金の動向

総雇用者所得

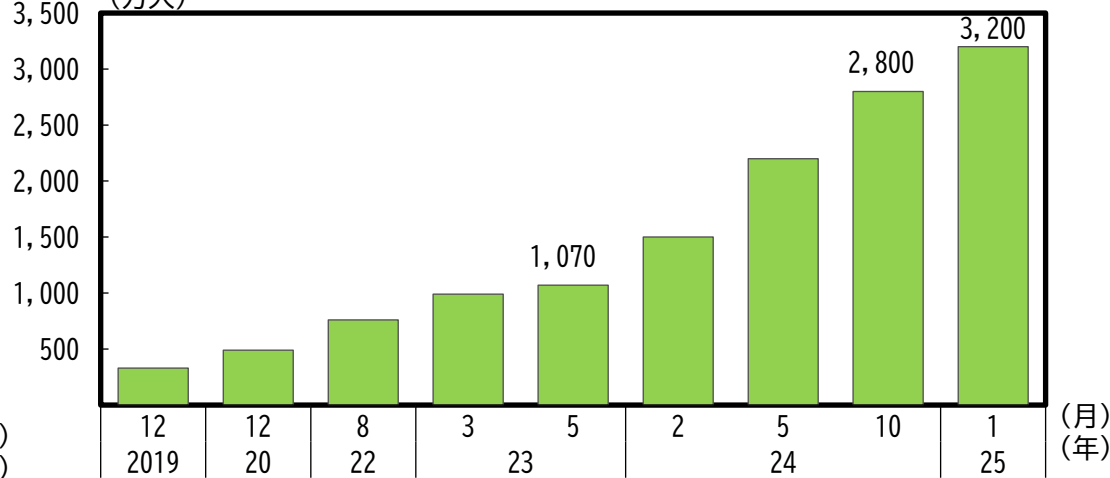
(前年比寄与度、%)



スポットワークアプリの利用状況

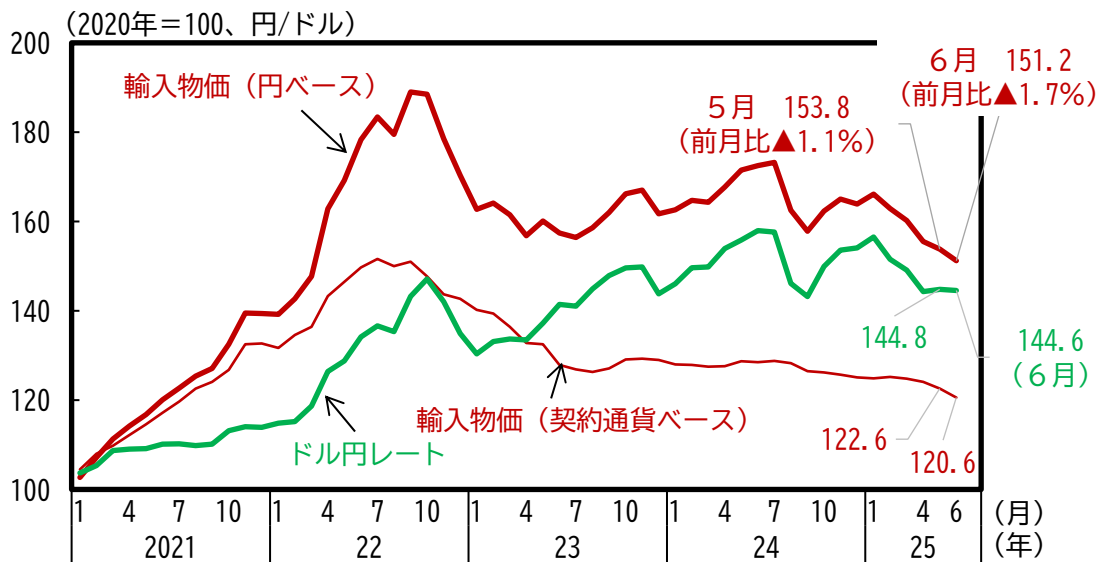
スポットワークアプリの
登録者数の推移 (主要5社)

(万人)

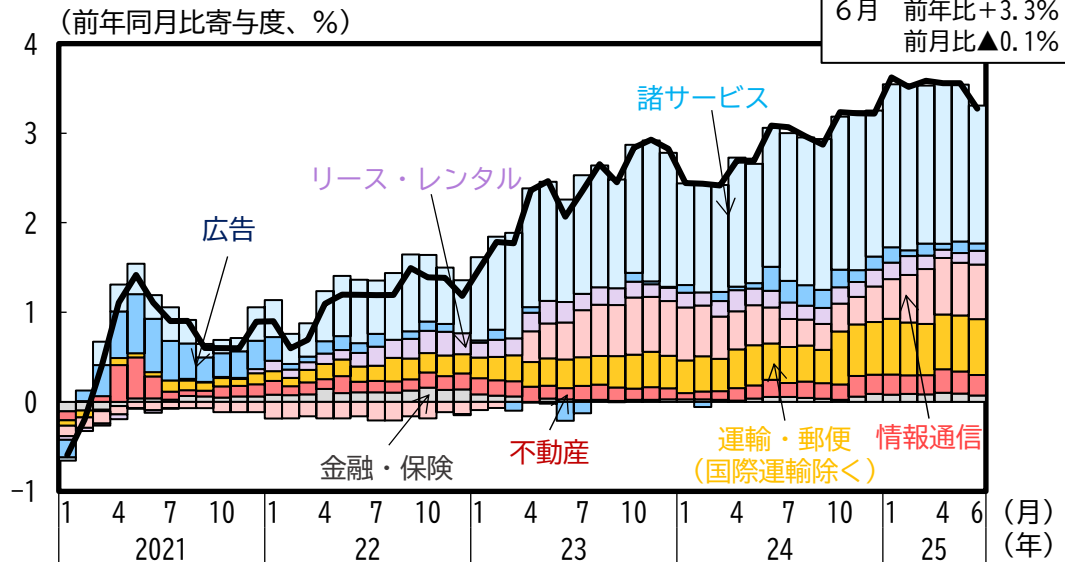


(備考) 1. 左上図、右上図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、内閣府「景気基準日付」、財務省「年次別法人企業統計調査」により作成。図中のシャドーは景気の山から谷までの期間を示す。従業員数のウェイトは2023年度における金融業、保険業を除く全産業ベースに占める割合。
2. 左下図は内閣府「総雇用者所得」により作成。家計最終消費支出デフレーターによる実質化。右下図は一般社団法人スポットワーク協会提供資料により作成。タイミー、ショットワークス、シェアフル、ワクラク (2024年10月まで)、メルカリハロ (2024年5月以降) のアプリ延べ登録者数 (複数アプリへの重複登録を含む) の合計。

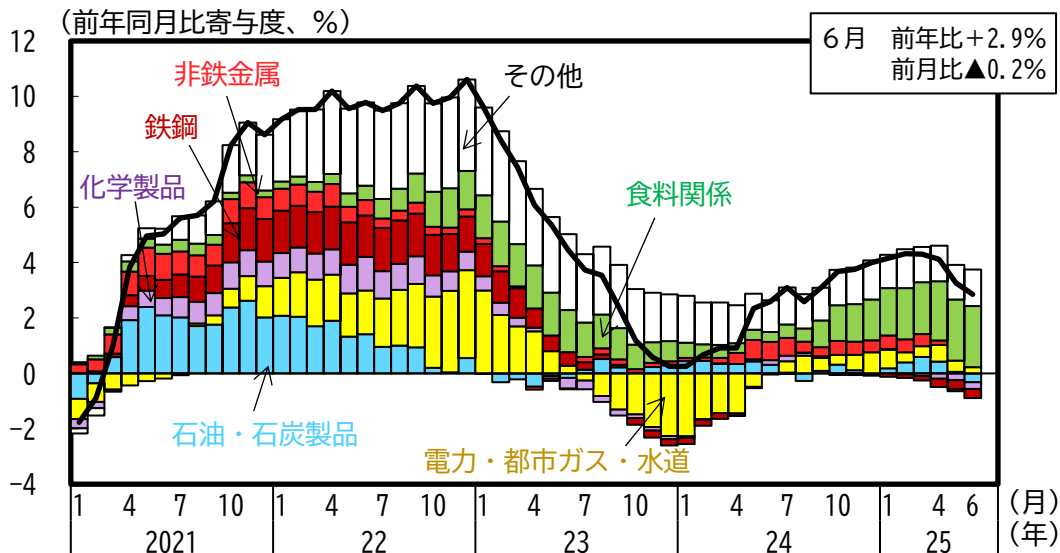
輸入物価 ～このところ下落している～



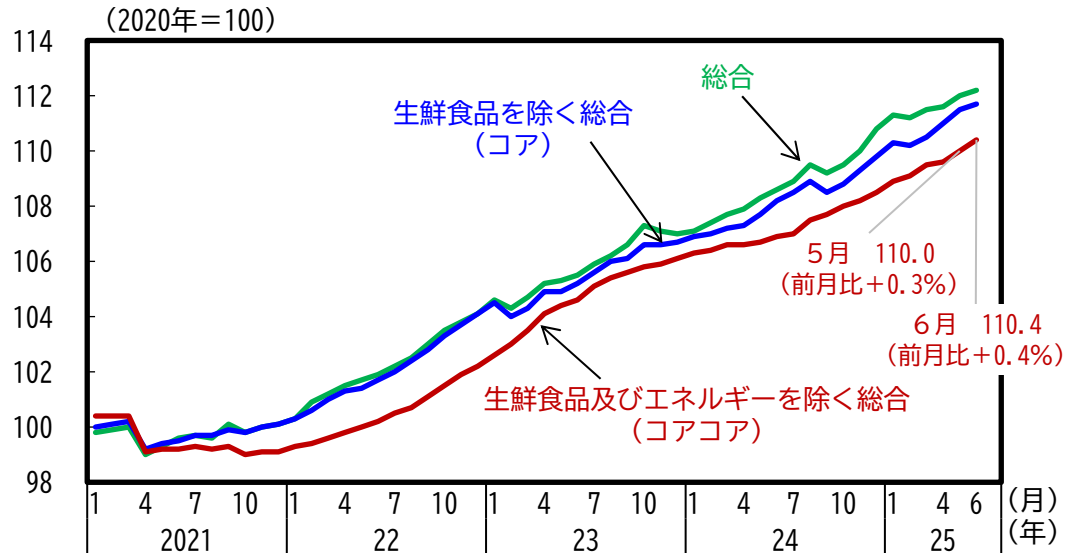
企業向けサービス価格 ～緩やかに上昇している～



国内企業物価 ～このところ上昇テンポが鈍化している～

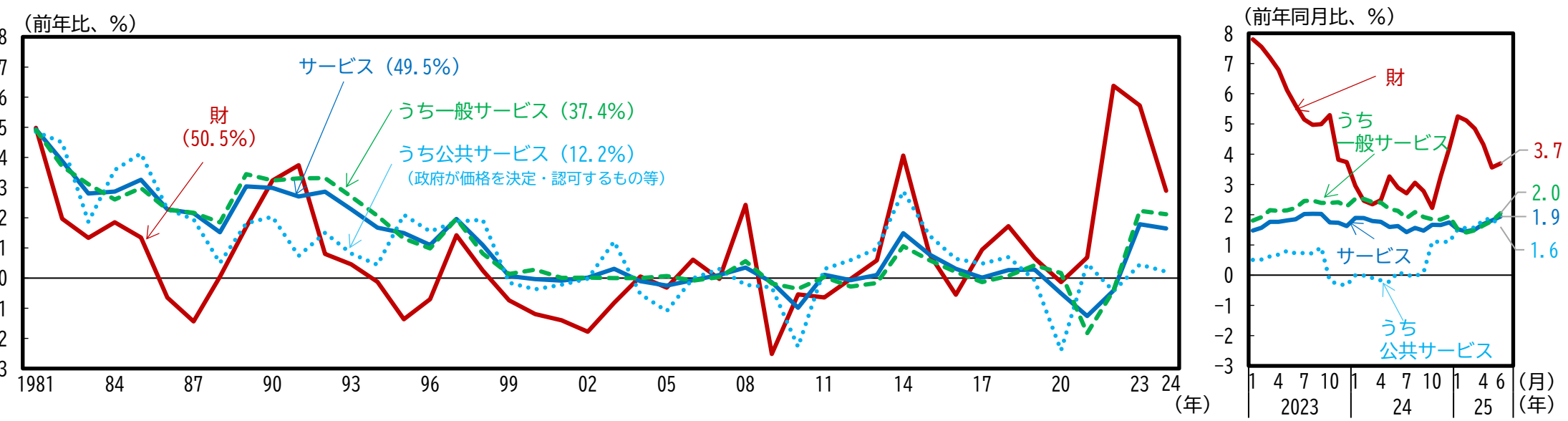


消費者物価指数 ～上昇している～

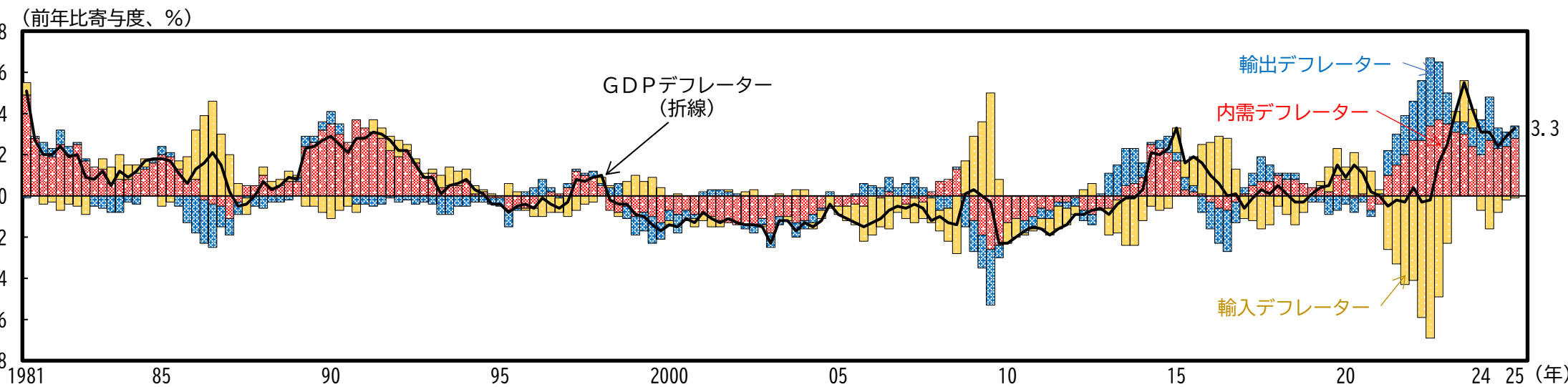


- (備考) 1. 左上図は、日本銀行「企業物価指数」、Bloombergにより作成。
 2. 左下図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。夏季電力料金調整後。
 3. 右上図は、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。国際運輸を除くベース。前月比は、内閣府による季節調整値。
 4. 右下図は、総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準・季節調整値。

消費者物価指数の財・サービス別の前年比の長期推移

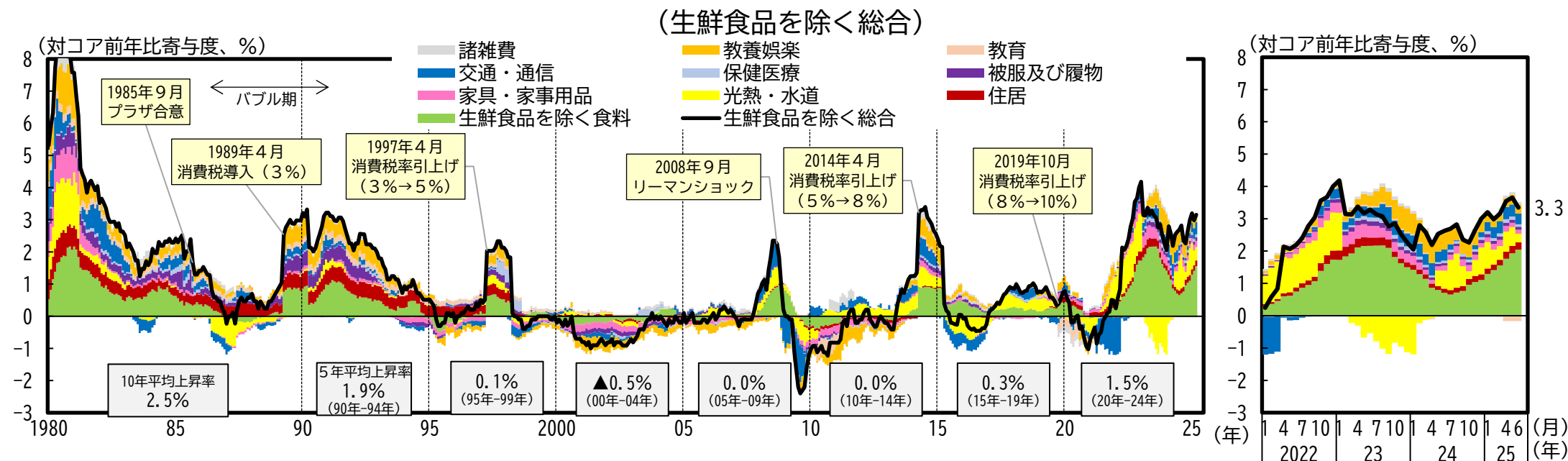


GDPデフレーターの長期推移

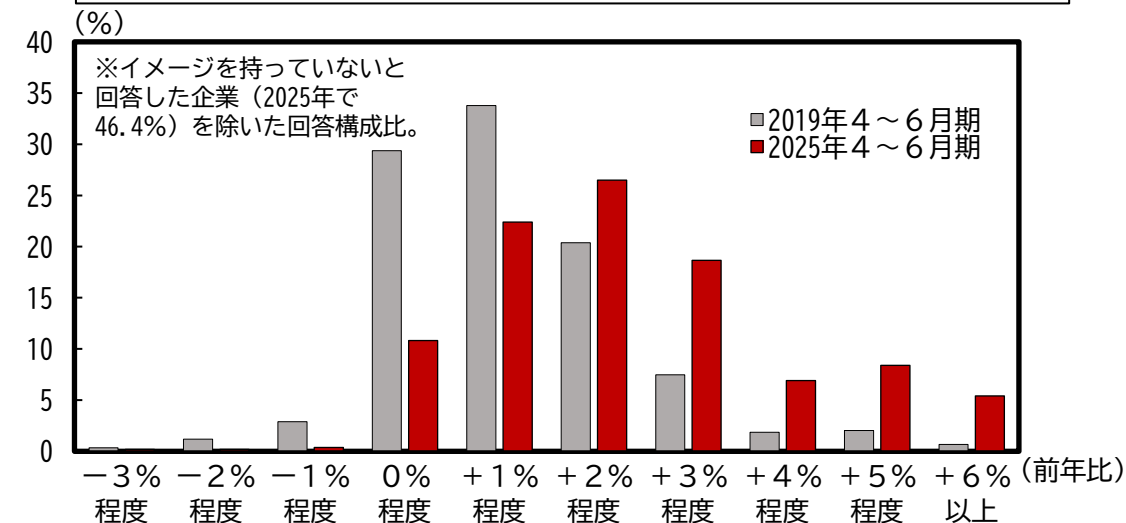


(備考) 1. 上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。政策要因(エネルギー価格支援、全国旅行支援等)の影響を除く値。消費税の影響を含む。括弧内はウェイトを示している。
2. 下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。1994年以前の系列は、「国民経済計算(2015年基準)」の簡易的な遡及方法による参考系列を用いて接続。

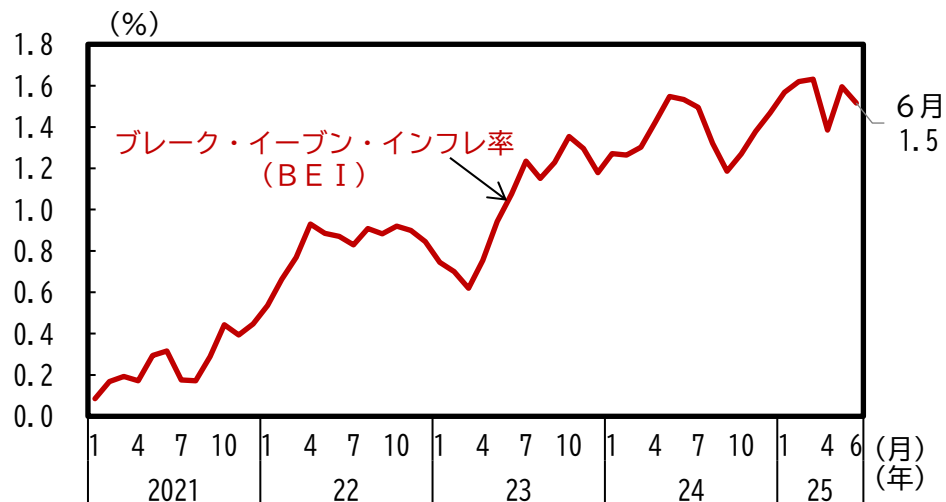
消費者物価上昇率の長期推移



企業の5年後の予想物価上昇率の回答構成比



市場参加者の予想物価上昇率



(備考) 1. 上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。平均上昇率は消費税の影響を除く値。なお、1989年4月から1990年3月は消費税の影響を除いた値が公表されていないため、同期間を除外して上昇率を算出。2. 左下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。イメージを持っていないと回答した企業の比率は、2019年4～6月期41.1%、2025年4～6月期46.4%。3. 右下図は、Bloombergにより作成。ブレイク・イーブン・インフレ率は、10年物国債利回りと10年物物価連動債利回りの差から算出される。

参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断①）

- ◆ デフレ脱却とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」。現在は、物価が持続的に下落するデフレの状態にない。一方、デフレに後戻りしないという状況を把握するためには、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調に加え、その背景として、GDPギャップ、単位労働費用、賃金上昇、企業の価格転嫁の動向、物価上昇の広がり、予想物価上昇率など、幅広い指標を総合的に確認する必要。
- ◆ 四半世紀にわたり続いた、賃金も物価も据え置きで動かないという凍りついた状況が変化し、賃金と物価の好循環が回り始め、デフレ脱却に向けた歩みは着実に進んでいる（次ページ）。

デフレ脱却の定義と判断について

平成18年3月15日
参議院予算委員会への提出資料

○「デフレ脱却」とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」

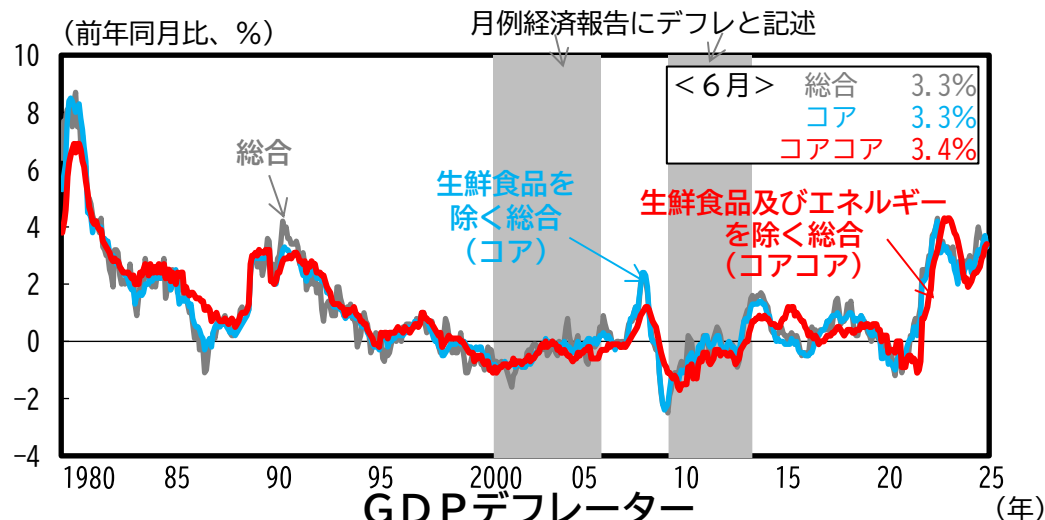
○その実際の判断に当たっては、足元の物価の状況に加えて、再び後戻りしないという状況を把握するためにも、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調や背景(注)を総合的に考慮し慎重に判断する必要がある。

(注)例えば、需給ギャップやユニット・レーバー・コスト(単位当たりの労働費用)といったマクロ的な物価変動要因

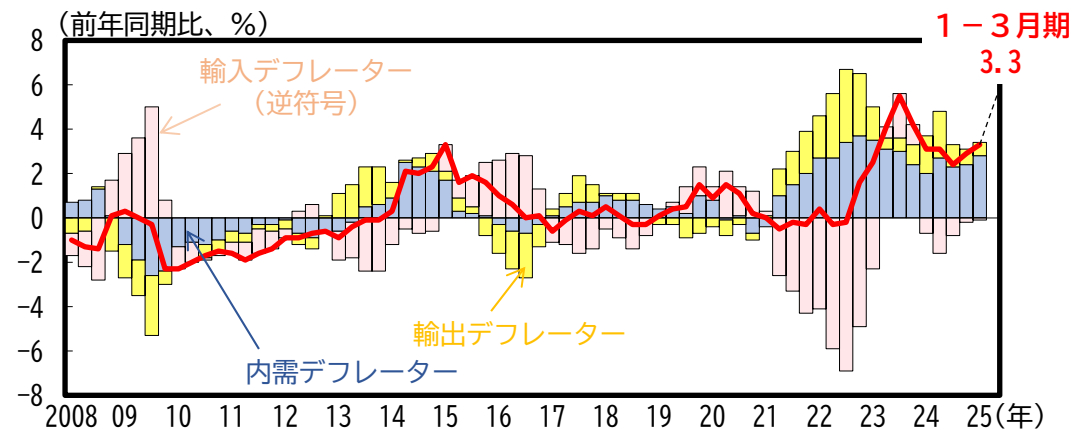
○したがって、ある指標が一定の基準を満たせばデフレを脱却したといった一義的な基準をお示しすることは難しく、慎重な検討を必要とする。

○デフレ脱却を政府部内で判断する場合には、経済財政政策や経済分析を担当する内閣府が関係省庁とも認識を共有した上で、政府として判断することとなる。

消費者物価上昇率（消費税率引き上げの影響を除く）



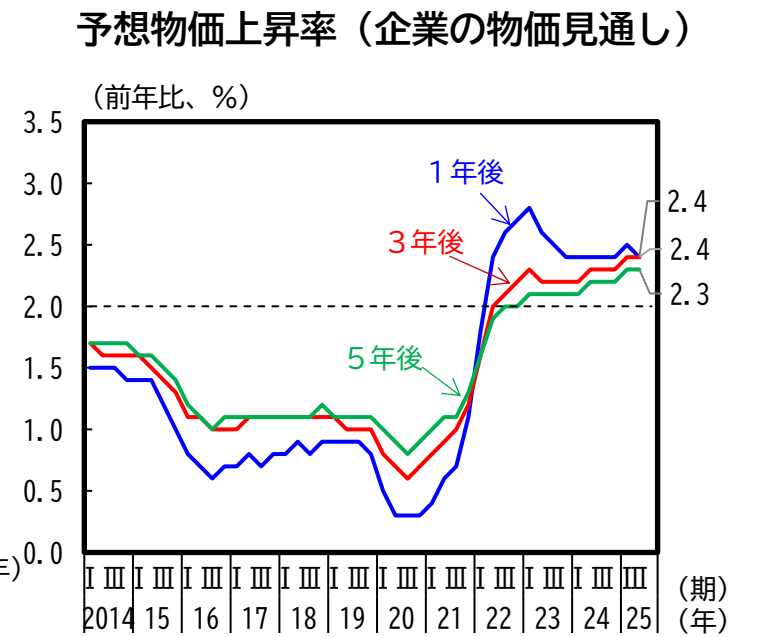
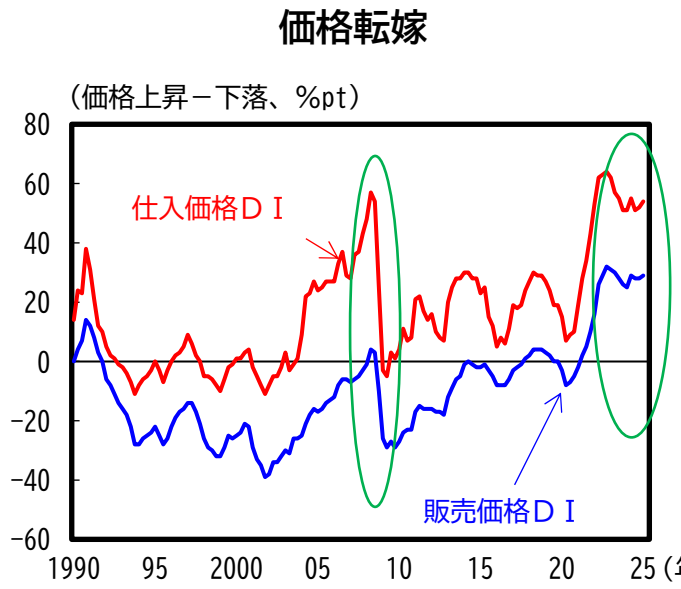
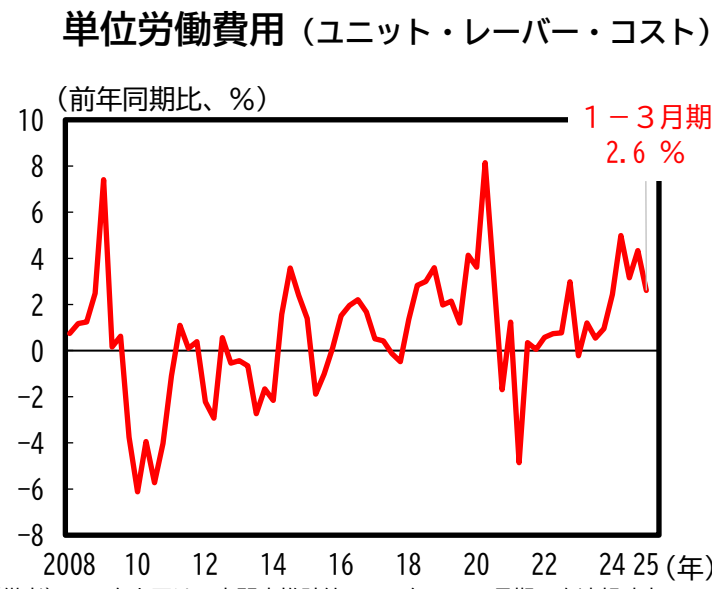
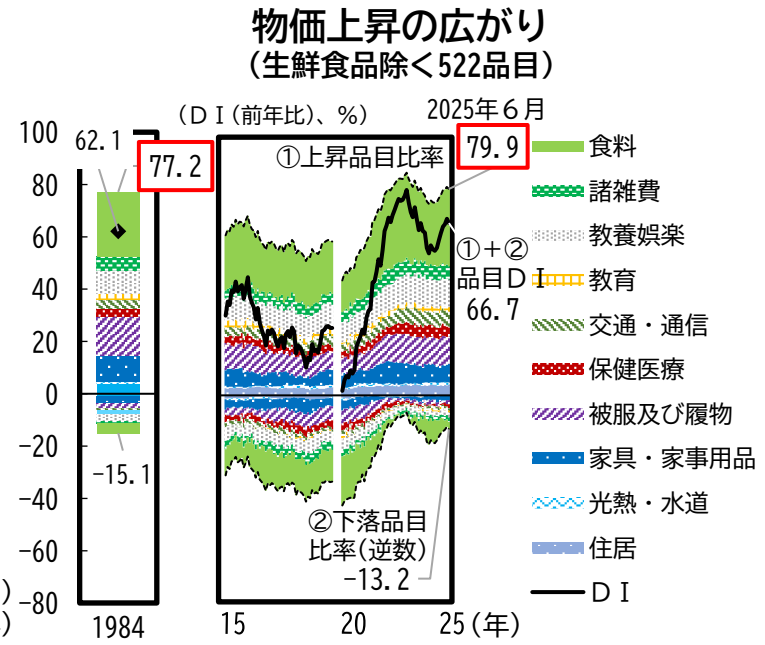
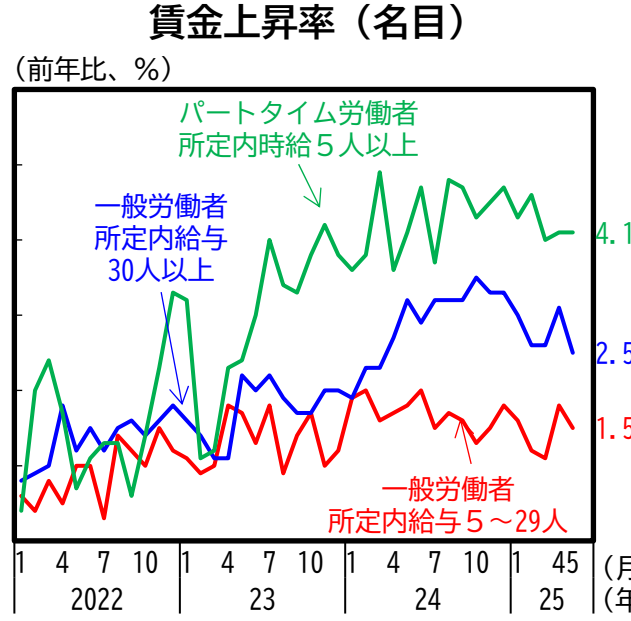
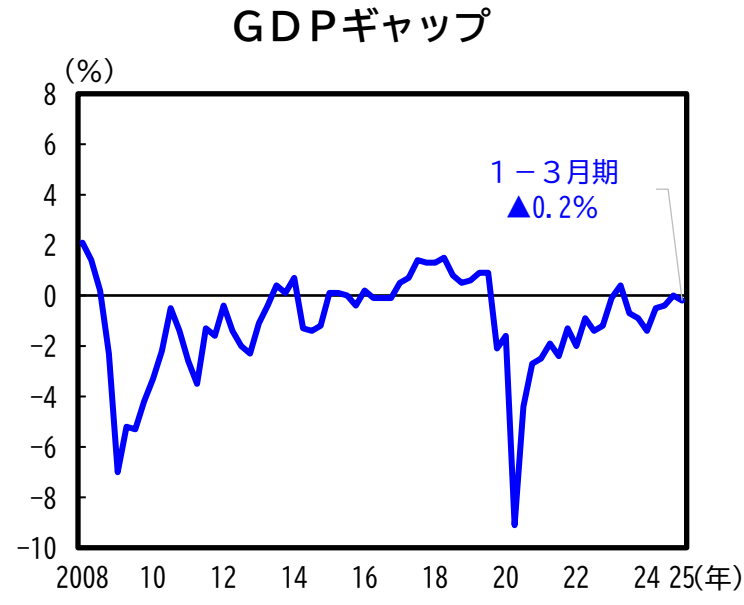
(内需デフレーター、輸出デフレーター、輸入デフレーターの寄与度)



(備考) 1. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。

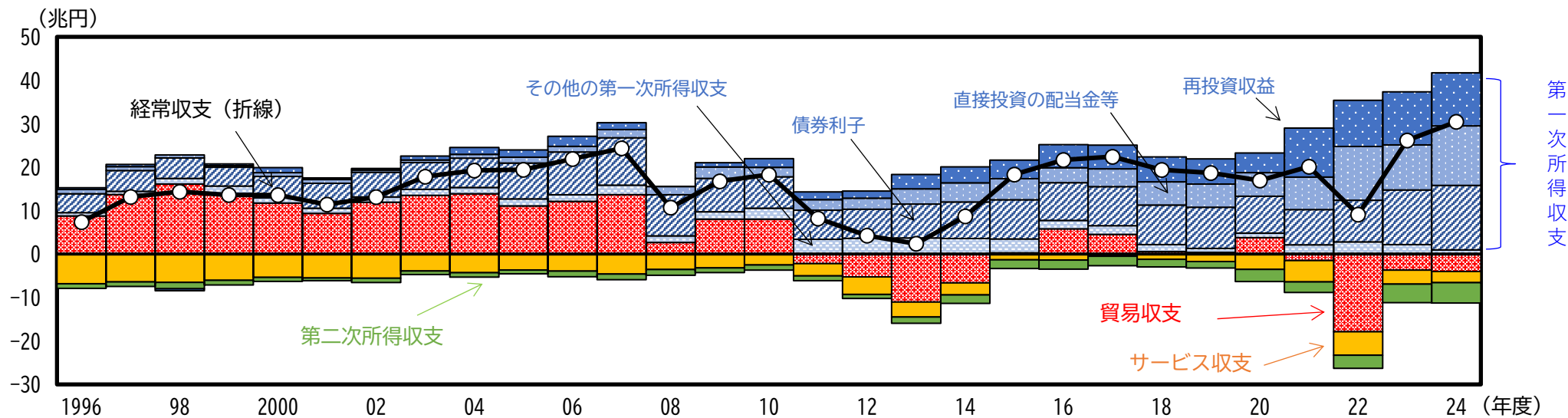
2. 右下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。

参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断②）

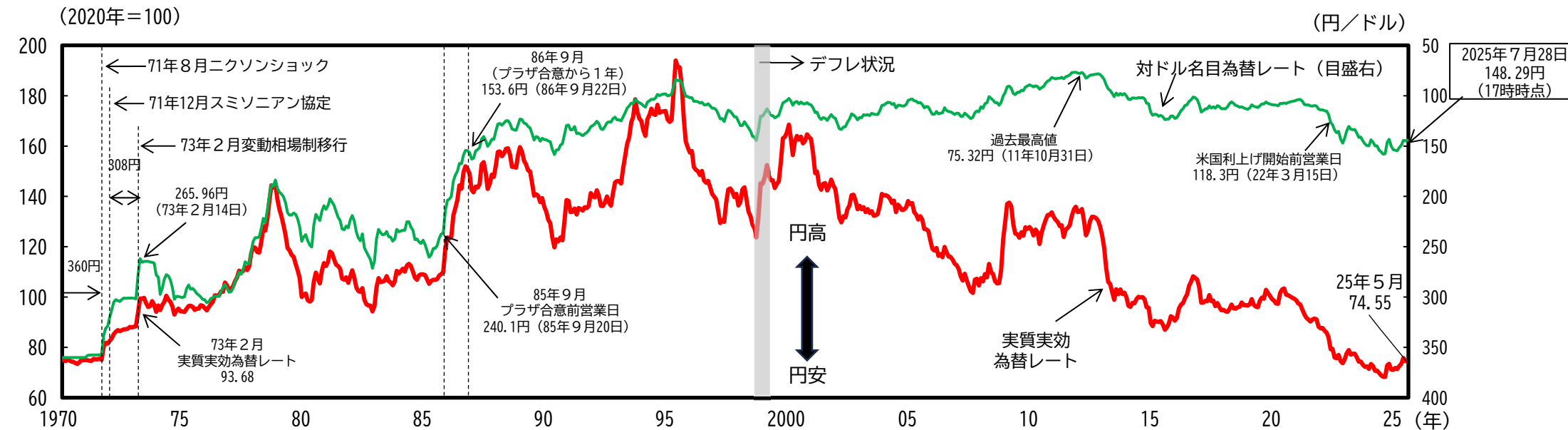


(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値。2025年1-3月期2次速報時点。
2. 左下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。単位労働費用は、名目雇用者報酬/実質GDP。
3. 中上図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
4. 中下図及び右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成（いずれも全規模全産業）。中下図のD Iは、「上昇」と答えた企業の割合から、「下落」と答えた企業の割合を差し引いたもの。右下図は、各年後時点における物価全般（消費者物価指数をイメージ）の前年比の見通し。
5. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。消費税率引上げの影響があった2015年1月~3月及び2019年10月~2020年9月のデータは除いている。

経常収支の長期推移

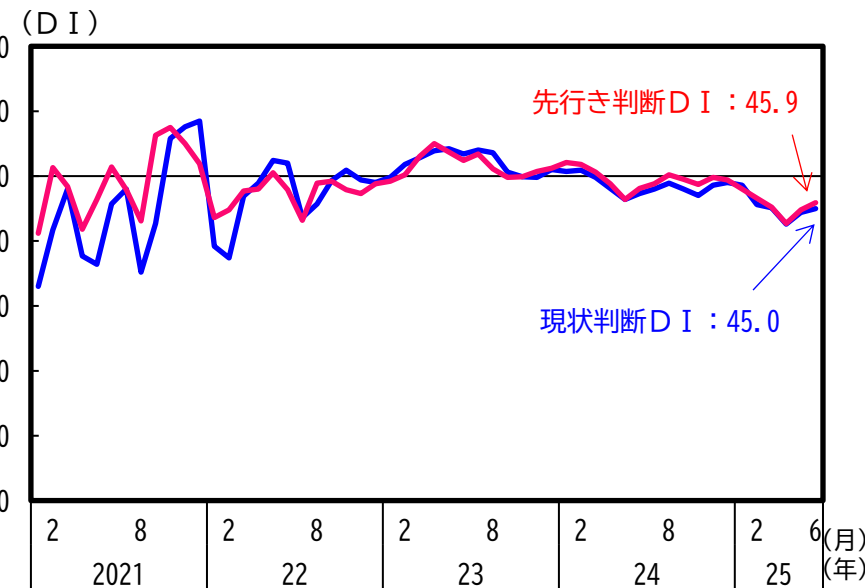


為替レートの長期推移

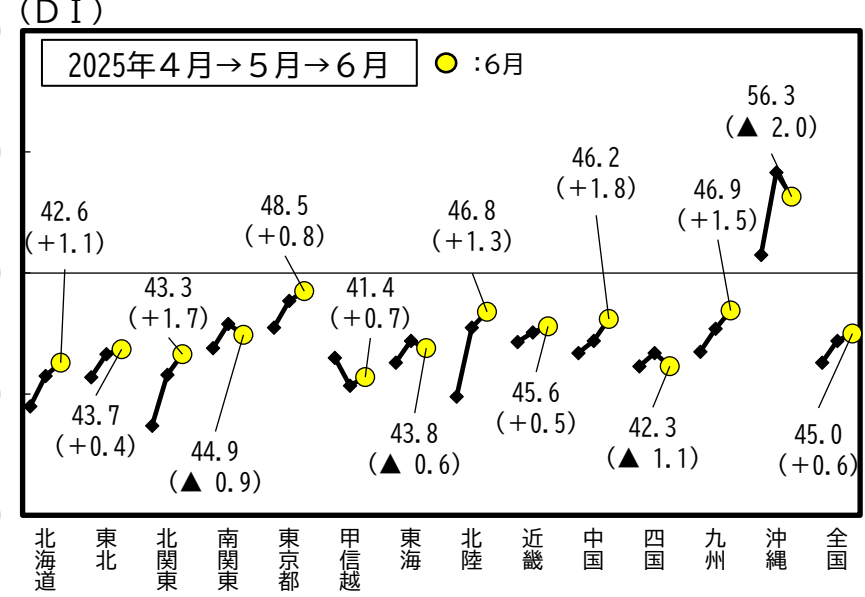


(備考) 1. 上図は、財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。
2. 下図は、日本銀行、Bloombergにより作成。対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場 (月中平均)。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。

1 図 現状判断D I ・先行き判断D I の推移（全国）



2 図 地域別現状判断D I の推移



3 図 地域別景気判断理由の概要（現状判断、6 月）

地域名	プラス要因のコメント	マイナス要因のコメント
北海道	気温の上昇が続いていることで、夏物商材を買い求める客が増加しており、来客数が前年を上回っている。また、客単価も上昇している。（衣料品専門店）	お中元商戦では、メロン、魚介類などが値上がりし、乾麺や油などの実用品に需要がシフトしている。客の生活防衛意識の高まりがうかがえる。（スーパー）
東北	気温上昇が売上増加につながっている。特に米、アイス、麺、キャンディーのほか、果物ではスイカ、キウイが売り上げを堅調に伸ばしている。（スーパー）	中国向け機械装置出荷にキャンセルがあり、輸出貨物取扱数量に大きく影響している。また、装置完成品は保管となり、出荷のめどが立っていない。（輸送業）
北関東	求人数が例年より若干多い。こうした状況を踏まえて、雇用の安定が景気に良い影響を与えている。（学校〔専門学校〕）	物価高の影響で、消費マインドが高まってこない。例年、この時期に盛り上がるセール品の動きも芳しくない。（百貨店）
南関東	価格転嫁への工夫をしながらも堅調な営業を維持している企業が多いため、景気はやや上向きである。（広告代理店）	これまでのインバウンドの伸びが一巡した模様である。物価上昇や不安定な国際情勢もあり、若干支出を抑える傾向が見受けられる。（その他レジャー施設）
甲信越	段々と暑くなり冷たい商材が売れるようになってきている。来客数もやや増えており、店としてはやや良い方向に向かっている。（コンビニ）	仕事量は確保できているものの、利益が少ない。人件費、材料費、動力費等の高騰に、売上が追いつかないこともある。（電気機械器具製造業）
東海	米国の関税施策で設備投資を様子見している客は多いが、もう待てないという雰囲気もあり、北米を中心に半導体関連の受注増加に備えて各代理店が在庫を増やす動きがある。（一般機械器具製造業）	宿泊は悪化している。関西方面に日本人客、インバウンド共に集中し、当地域は少ない客の取り合いとなっている。宴会、レストランは従来どおりである。（都市型ホテル）
北陸	土木工事と舗装工事、電気設備工事の業界では人手が余っているという話は聞かない。（建設業）	企業によってまちまちの状況ではあるが、全体的に製造業の派遣先企業からの依頼が減っている。（人材派遣会社）
近畿	客単価が150円から200円上昇し、買上点数も増えている。価格上昇もあるが、価格を気にする雰囲気はなくなりつつある。（その他専門店〔ドラッグストア〕）	例年以上の異常気象で水道光熱費などの負担増や、物価の上昇により、運営費の負担が過剰となる状態が続いている。（その他レジャー〔スポーツ施設〕）
中国	野菜の値段が下がり、野菜中心の特売品が売れており、集客となっている。（スーパー）	自動車、鉄鋼関連の引き合いが減少し、悪くなっている。（輸送業）
四国	食品業界において得意分野に特化した資源集中により業績が改善している。結果として、ボーナスのアップ等の利益の分配が行われている。（食品製造業）	連休明けの6月は売上が伸び悩むが、今年は前年を下回っている。来客数は若干増加しているが、客単価が下落している。（一般レストラン）
九州	例年よりも暑さの到来が早く、夏物家電の販売が好調に推移している。（家電量販店）	お中元等の進物は出費を必要最低限に絞っており、物価高が継続している影響を感じる。前年実績を確保することが難しい状況が続いている。（百貨店）
沖縄	梅雨明けが例年より早かったことから、外出機会も増え、繁華街はにぎわっている。（その他専門店〔書籍〕）	来客数が大きく減少している。音楽イベントなど行い、どうにか集客しているが、平日の来客が少なくて困っている。（一般レストラン）

（備考）内閣府「景気ウォッチャー調査」（調査対象者2,050人、有効回答者数1,800人）により作成。1 図、2 図は季節調整値。

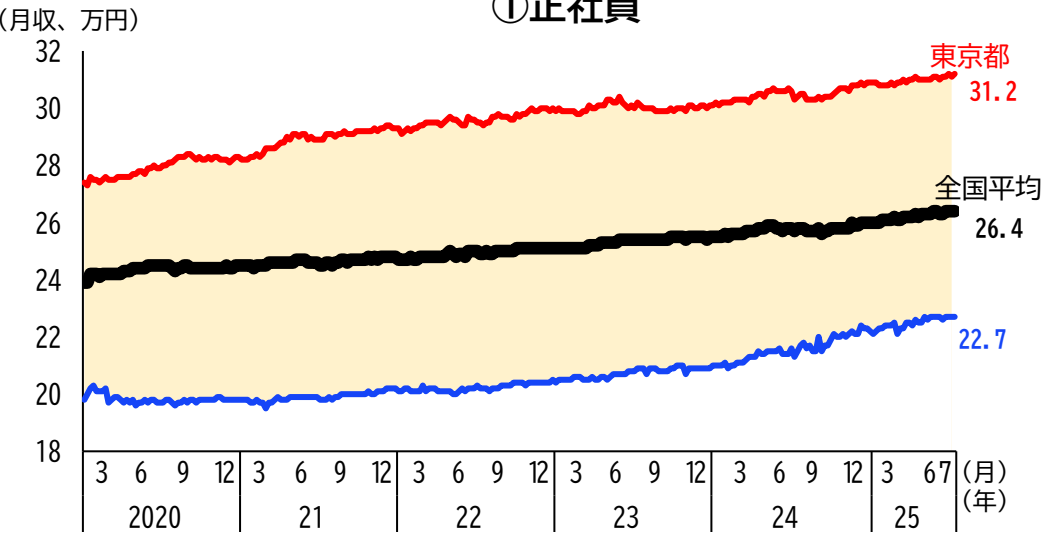
1 図 春闘の地域別妥結結果（賃上げ率、7月28日時点集計分、43都道府県判明、26都府県で5%以上）

	全規模	うち300人未満		全規模	うち300人未満		全規模	うち300人未満
全国	5.25%	4.65%	富山県	5.22%	-	島根県	4.75%	-
北海道	4.91%	4.69%	石川県	5.04%	4.60%	岡山県	5.10%	4.87%
青森県	4.49%	4.43%	福井県	5.69%	-	広島県	5.48%	4.83%
岩手県	5.37%	5.29%	山梨県	4.90%	-	山口県	5.08%	4.79%
宮城県	4.70%	4.03%	長野県	4.75%	4.66%	徳島県	4.84%	-
秋田県	5.17%	5.02%	岐阜県	4.90%	4.91%	香川県	5.25%	3.96%
山形県	4.26%	-	静岡県	5.03%	4.59%	愛媛県	5.09%	-
福島県	4.94%	4.54%	愛知県	5.36%	4.96%	高知県	5.30%	-
茨城県	4.41%	4.70%	三重県	5.42%	4.30%	福岡県	5.63%	5.17%
栃木県	5.06%	4.73%	滋賀県	5.09%	5.11%	佐賀県	5.03%	-
群馬県	5.74%	5.46%	京都府	5.15%	4.45%	長崎県	5.34%	-
埼玉県	非公表	-	大阪府	5.36%	4.71%	熊本県	4.93%	5.18%
千葉県	4.99%	4.83%	兵庫県	非公表	-	大分県	5.81%	5.08%
東京都	5.23%	4.38%	奈良県	8月公表予定	-	宮崎県	4.21%	3.99%
神奈川県	5.25%	4.65%	和歌山県	5.97%	5.54%	鹿児島県	8月公表予定	-
新潟県	4.67%	4.28%	鳥取県	4.57%	-	沖縄県	4.97%	4.54%

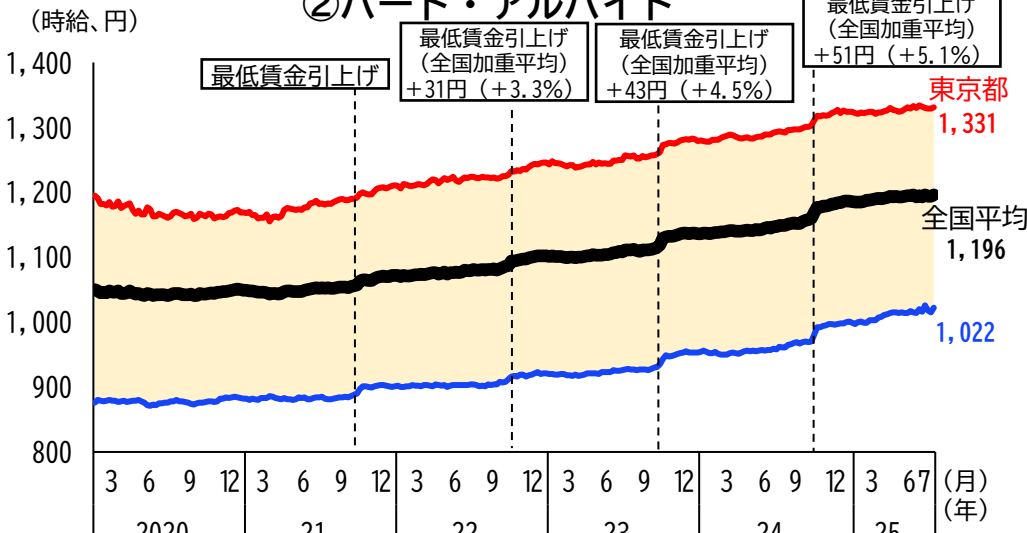
※赤字は5%以上の都道府県。

2 図 都道府県別募集賃金の推移（ビッグデータ・最新週は7月14日）

①正社員



②パート・アルバイト



(備考) 1. 1 図は、各都道府県の連合会のHP、もしくは各連合会に問い合わせ集計。令和7年7月28日時点。各都道府県内の加重平均値（宮崎県は単純平均値）で、全国は日本労働組合総連合会の全国平均値。都道府県の数値には各都道府県の連合会のみ集計対象としている組合も含むため、各都道府県の数値を加重平均しても全国の数値とは一致しない。現時点で公表されていないもののうち、今後も公表の予定がないものは「非公表」とした。判明数は、全規模の現時点集計値が公表されている都道府県数。

2. 2 図は、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。HRog賃金Nowは、株式会社ナウキャストが作成している、求人広告サイトに掲載されている募集賃金を抽出・集計したビッグデータ。

主な交渉成立国・地域

国	4月2日 発表 相互関税率 (%)	主な内容
日本	24	7月23日、ホワイトハウスは、以下の内容を発表。 ・日本からの輸入品には 基準関税率15% を適用 ・日本は米国に5,500億ドルを投資 等 その他の主な合意内容は、以下のとおり。 ・自動車・同部品に対する追加関税率25%を 15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ 。 ・半導体や医薬品といった経済安全保障上、重要な物資について、 仮に将来関税が課される際も、日本が他国に劣後する扱いとならない。
EU	20	7月27日、トランプ大統領がフォン・デア・ライエン欧州委員長との共同記者会見で発表した主な合意内容は以下のとおり。 ・EUに対する関税率は 15% （自動車含む） ・EUは米国に6,000億ドルを投資。
中国	34	5月12日、米国は中国に対する 相互関税率を125%から34%に引き下げ 、かつ、 90日間は34%を10% （違法薬物等を理由とする20%の追加関税と合わせて 累計30% ） に引き下げる という共同声明を発表。
英国	10	5月8日、米英両国が合意文書を発表。 英国に対する追加関税率は 10% （自動車、鉄鋼・アルミニウム等で例外規定あり）。
ベトナム	46	7月2日、トランプ大統領は自身のSNSで、米国はベトナムに対する関税率を 原則20% とし、ベトナムは米国に対する関税率をゼロとする内容を投稿。
インドネシア	32	7月22日、米国はインドネシアとの共同声明を発表。インドネシアに対する追加関税率は 19% 。
フィリピン	17	7月22日、トランプ大統領は自身のSNSで、フィリピンに対する関税率を 19% にすると投稿。

品目別関税率

品目	追加関税率 (%)	備考
自動車・同部品	25 （発動済）	日本、EU、英国、USMCAの原産地規則等の例外規定あり。
鉄鋼・アルミニウム ・同派生品	50 （発動済）	6月23日以降、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を鉄鋼派生品として追加。
銅	50 （8/1発動予定）	—

（備考） 1. 全ての表は、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。
2. 左下表の品目以外に医薬品、半導体、航空機・同部品、木材等が安全保障を理由とした調査が実施されている。
3. 右表の国・地域は、米国の財貿易収支の赤字額が大きい国・地域から順に並べている。ブラジルのみ米国との財貿易収支は黒字。

（日本時間 7月28日時点）

書簡によって公表された
国・地域別追加関税率

国・地域	4月2日 発表 (%)	7月 発表 (%)	差 (%pt)	発動 予定日
メキシコ	25(*)	30	+5	8/1
韓国	25	25	0	
カナダ	25(*)	35	+10	
タイ	36	36	0	
マレーシア	24	25	+1	
カンボジア	49	36	▲13	
南アフリカ	30	30	0	
バングラデシュ	37	35	▲2	
イラク	39	30	▲9	
スリランカ	44	30	▲14	
アルジェリア	30	30	0	
カザフスタン	27	25	▲2	
リビア	31	30	▲1	
ラオス	48	40	▲8	
チュニジア	28	25	▲3	
セルビア	37	35	▲2	
ミャンマー	44	40	▲4	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	35	30	▲5	
ブルネイ	24	25	+1	
モルドバ	31	25	▲6	
ブラジル	10	50	+40	

(*)メキシコ、カナダに対しては、不法移民や違法薬物等を理由に3月4日から25%の追加関税が発動されている。

相互関税
（日本に
適用済）

大統領令（4/2署名）

- 国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、以下の措置を講ずる。貿易赤字とその根底にある非互惠的待遇が解決されたと大統領が判断するまで有効。
 - 全ての国に対して、**4月5日から10%の関税**を課す。
 - 大統領令の付属書で定める国（日本を含む57か国）に対して、**4月9日から付属書で定める関税**を課す。
 - **以下は除外**：IEEPA対象品目及び1962年米国通商拡大法第232条措置の対象品目（鉄鋼・アルミ製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）並びに経済制裁中の国（キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ）
 - 相手国が報復措置をとった場合には関税を引き上げ、非互惠的貿易関係を是正し経済及び国家安全保障に関して米国と足並みを揃える措置をとった場合には引き下げることが可能。
 - カナダ及びメキシコについては、既存の関税措置（相手国別①参照）は引き続き有効。ただし、同関税措置終了後は、USMCAの適用を受けない品目については、12%の相互関税を適用。
- **4月10日から7月9日までの間**、国別の関税率（上乘せ分、日本は24%）を停止し、一律に**10%の追加関税**を課す（4/9大統領令署名）。
- **4月11日署名の大統領令において、除外品目の「半導体」の定義を明確化（4月5日まで遡って適用）**。除外品目には、スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ、SSD、電子集積回路等が含まれる（除外対象品目は、概算で日本の対米輸出の約5%（2024年））。
- （※）**7月7日署名の大統領令において、国別の関税率（上乘せ分）の一時停止期限を8月1日まで延長**。

<主要国の相互関税率>

- 【日本】24%→**10%**（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→**15%**（日米間の合意（7月22日））
（2024年の米国の財輸入額:1,484億ドル（米国の財輸入全体の4.5%）、米国の貿易収支:▲694億ドル（米国の貿易赤字全体の5.8%））
- 【中国】34%→84%（4/8大統領令署名）→125%（4/9大統領令署名）→**34%**（5月12日署名の大統領令により90日間は10%に引下げ）
※中国からの輸入に対する追加関税率は、10%（2/4発動）+10%（3/3発動）+10%（5/14発動）=**30%**となる。
（4,387億ドル（13.4%）、▲2,955億ドル（24.5%））
- 【EU】20%→**10%**（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→**15%**（米EU間の合意（7月27日））
（6,057億ドル（18.5%）、▲2,359億ドル（19.6%））
- 【英国】**10%**（682億ドル（2.1%）、114億ドル（-））
- 【インド】**26%**→**10%**（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）（873億ドル（2.7%）、▲458億ドル（3.8%））
※8月1日以降の税率に関する文書は現時点で未公表。
- 【韓国】25%→**10%**（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→**25%**（8月1日から）
（1,316億ドル（4.0%）、▲660億ドル（5.5%））

<参考>

- 【カナダ】2024年の米国の財輸入額:4,119億ドル（米国の財輸入全体の12.6%）、米国の貿易収支:▲620億ドル（5.1%）
- 【メキシコ】5,055億ドル（15.5%）、▲1,715億ドル（14.2%）

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、米国商務省により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（）内は、2024年の米国の財輸入全体（3.3兆ドル）、財の貿易赤字全体（1.2兆ドル）に占めるシェア。8月1日からの各国・地域の相互関税率は、トランプ大統領の各国・地域宛て書簡に基づく。

相互関税

米中間の関税措置の動向

- 【米国の対中関税措置】
- 4月8日署名の大統領令において、4月9日以降、中国からの輸入に対する相互関税率を34%から84%に引上げ。
 - 4月9日署名の大統領令において、4月10日以降、中国からの輸入に対する相互関税率を84%から125%に引上げ。
 - 5月12日署名の大統領令において、5月14日以降、中国からの輸入に対する相互関税率を125%から34%に引下げ、90日間は34%を10%に引下げ（違法薬物等を理由とする20%の追加関税と合わせて累計30%）。
- 【中国の対抗措置】
- 4月4日、中国は米国の関税措置についてWTOに提訴するとともに、米国から輸入される全ての品目に対して34%の追加関税（4月10日発動）を課すことを発表。
 - 4月9日、追加関税率を84%に引き上げることを発表（4月10日発動）。
 - 4月11日、米国による追加関税率の84%から125%への引上げを受け、追加関税率の84%から125%への引上げ（4月12日発動）と、米国からの今後の追加関税引上げには取り合わない旨を発表。
 - 5月12日、5月14日以降、追加関税率を125%から34%に引下げ、90日間は34%を10%に引き下げるとともに非関税措置の停止または取りやめを発表。

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

（日本時間 7月28日時点）

大統領令（2/10署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、**3月12日以降**、鉄鋼・アルミニウムの輸入に一律で**25%の追加関税**を課す。課税を免除する既存の例外措置は全て失効。→ **3月12日、実際に発動。例外措置はなし。**
 - 4月2日、ビールと空のアルミニウム缶を、アルミニウム派生品として関税対象に追加（**4月4日から発動**）。
 - **6月3日署名の大統領令において、6月4日以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入に対する追加関税率を25%から50%に引き上げ。**
ただし、英国からの輸入品に対する追加関税率は25%で維持。
 - 6月16日、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を、鉄鋼派生品として関税対象に追加（**6月23日から発動**）。
- 【カナダの対抗措置】
 - 3月12日、カナダ政府は、3月13日から米国から輸入される鉄鋼、アルミニウム製品及びその他の財合計298億カナダドル分に対して25%の追加関税を課すことを発表（3月13日発動）。
 - 3月13日、カナダ政府は、WTOに提訴。
- 【EUの対抗措置】
 - 3月12日、欧州委員会は、EU域内への米国からの輸入品に対して2段階のアプローチに基づき対抗措置を発動することを発表。
 - ①第一次トランプ政権時代の既存の米国への対抗措置（バーボン、オートバイ等への追加関税措置、2021年から一時停止）を4月1日に再導入。→ 3月20日、4月中旬に延期することを発表。
 - ②米国からEUへの輸出品に対する新たな対抗措置パッケージを準備。4月中旬までに発効予定。
 - 4月9日、欧州委員会は、4月15日から対抗措置を発動することを発表。
 - 4月10日、対抗措置の発動を90日間延期することを発表。
 - 4月14日、対抗措置の発動延期を7月14日までとする旨発表。
 - 7月14日、対抗措置の発動延期を8月6日までとする旨発表。
- **日本の対米輸出**：鉄鋼約3,027億円（日本の対米輸出の1.4%）、アルミニウム約246億円（0.1%）、派生品約1.6兆円（7.7%）
※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リストから計算すると米国向け全体の6.0%
（うち派生品4.75%（3月12日時点）→4.75%（4月4日から追加）→4.77%（6月23日から追加））

鉄鋼
アルミ
ニウム
（日本に適用済）

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

自動車
（日本に適用済）

大統領令（3/26署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、自動車（完成車（乗用車、小型トラック））の輸入については**4月3日以降**、自動車部品の輸入については**5月3日以降**、**25%の追加関税**を課す。ただし、USMCAの対象となる自動車（完成車）については、米国外部分（その価値全体から米国内で取得、完全に生産又は実質的変更が加えられた価値を除いた部分）のみが追加関税の対象となるとしている。また、USMCAの対象となる自動車部品については、米国外部分のみに課税する手続きが定められるまでは、追加関税の対象とならないこととしている。
- **4月29日**署名の大統領令において、米国で組み立てられた自動車の価値の15%に相当する自動車部品に対する関税を1年間減免し、その後1年間は当該価値の10%に相当する額を減免する。具体的には、以下のとおり。
 - ①自動車製造者は、**2025年4月3日から2026年4月30日までの期間に米国で組み立てられた全ての自動車のメーカー希望小売価格の合計額の3.75%（＝25%×15%）に相当する還付金を申請可能。**
 - ②自動車製造者は、**2026年5月1日から2027年4月30日までの期間に米国で組み立てられた全ての自動車のメーカー希望小売価格の合計額の2.5%（＝25%×10%）に相当する還付金を申請可能。**
- ※還付金は、自動車製造者の自動車部品関税負担額の総額を上限とする。
- **7月22日**の日米間の合意により、日本からの自動車・同部品の輸入に対する追加関税率25%を**15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ。**
- **7月27日**の米EU間の合意により、EUからの自動車の輸入に対する関税率は**15%。**
- 【カナダの対抗措置】
- 4月3日、カナダのカーニー首相は対抗措置として、米国から輸入されるUSMCAの対象とならない自動車（完成車）及びUSMCAの対象となる自動車（完成車）のうちカナダ・メキシコ外部分に25%の関税を課すことを発表（4月9日発動）。
- **日本の対米輸出**：自動車約6兆円（日本の対米輸出の28.3%）、自動車部品約1.2兆円（5.8%）、車両用エンジン及び同部品約3,762億円（1.8%）
- ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リスト（4月3日付官報で公示）から計算すると、自動車・同部品は米国向け全体の38.1%（うち自動車（完成車）27.2%、「自動車部品」と位置付けられているもの（エンジンやリチウムイオン電池等も含む）10.9%）

銅

大統領令（2/25署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、銅の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。
- 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①銅の輸入依存が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の銅のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。
- **日本の対米輸出**：銅及びその製品約390億円（0.2%） ※ただし、対象範囲（派生品の範囲）によって拡大する可能性も。

トランプ大統領の投稿

- 7月9日、トランプ大統領は、自身のSNSで、**8月1日から銅の輸入に50%の関税を課す**と投稿。

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

木材	大統領令（3/1署名）
	● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対し、木材・同派生品の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①木材・同派生品の輸入が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の木材のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。 □ 日本の対米輸出：木材及び木製品約40.7億円（0.02%）
半導体・医薬品	官報（4/16付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、半導体と医薬品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月7日までパブリックコメントを受付。 □ 日本の対米輸出：半導体等電子部品約2,690億円（1.2%）、医薬品約4,115億円（1.9%）
重要鉱物	大統領令（4/15署名）
	● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、重要鉱物等（レアアース、重要鉱物の加工品・派生品を含む）の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①米国の国家安全保障に脅威を及ぼすか否かの判断や、②追加関税等の措置の提言を含めた報告書を大統領に提出。
	官報（4/25付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、重要鉱物等の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。
中型・大型トラック	官報（4/25付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、中型・大型トラックの輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。
民間航空機	官報（5/13付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、民間航空機、ジェットエンジン、同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、6月3日までパブリックコメントを受付。 □ 日本の対米輸出：航空機約15.9億円（0.007%）、航空機部分品約2,337億円（1.1%）、航空機エンジン約90億円（0.04%）
ポリシリコン・無人航空機システム	官報（7/16付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、ポリシリコンと無人航空機システム（ドローン等）の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、8月6日までパブリックコメントを受付。

(備考) ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
() 内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

（日本時間 7月28日時点）

対カナダ 対メキシコ	大統領令（2/1署名） ● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、国際緊急経済権限法（IEEPA）における「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、カナダとメキシコからの輸入品に2月4日から25%の追加関税を課す（カナダから輸入されるエネルギー資源は10%）。
	大統領令（2/3署名） ● 2月1日の大統領令を改正し、関税措置を3月4日まで停止。 → 3月4日、25%の追加関税を発動。
	大統領令（3/6署名） ● 3月7日以降、関税率は原則25%とした上で、以下の例外措置を設けた。 ・ USMCAの適用を受ける財（原産地規則等を満たすもの）は適用除外 ・ 塩化カリウムは10% ・ カナダから輸入されるエネルギー資源は10%（2月1日付大統領令で規定、3月4日から発動済）
	【カナダの対抗措置】 ➤ 3月3日、カナダのトルドー首相（当時）は対抗措置として、米国からの輸入品総額1,550億カナダドルに対する25%の報復関税（300億カナダドル分は3月4日から、1,250億カナダドル分は3月25日から発動）を発表。3月6日、カナダのルブラン財務大臣（当時）は、米国の関税猶予措置を受け、1,250億カナダドル分の報復関税を4月2日まで実施しないとSNSに投稿。 【メキシコの対抗措置】 ➤ メキシコのシェインバウム大統領は、3月4日、記者会見で、報復関税を含む対抗措置を3月9日に発表すると発言していたが、3月6日、米国の関税猶予措置を受け、対抗措置発表の見送りを表明。

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

（日本時間 7月28日時点）

対中国	大統領令（2/1署名） ● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、I E E P Aにおける「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、中国からの輸入品に2月4日から10%の追加関税を課す。 【中国の対抗措置】 ➢ 2月4日、中国は対抗措置を発表。 ・米国の追加関税措置についてW T Oに提訴 ・米国から輸入される石炭、天然ガスについて15%、原油、農業機械、大型自動車、ピックアップトラックについて10%の追加関税を課す（2月10日発動） ・タングステン等の重要鉱物の関連品目に対する輸出管理措置 ・独禁当局による米グーグル社への調査開始
	大統領令（3/3署名） ● 中国が違法薬物の問題の緩和に十分な措置を講じていないという事実を踏まえ、2月1日の大統領令（10%の追加関税）を改正し、3月3日から20%の追加関税を課す。 【中国の対抗措置】 ➢ 3月4日、中国は対抗措置を発表。 ・米国の追加関税措置についてW T Oに提訴 ・米国の追加関税措置を理由とする米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置（3月10日発動） ：鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花に15%、 - ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産品、果物、野菜、乳製品に10% ・輸出管理措置として、米企業15社への軍民両用品目の輸出を禁止
関税品目の重複適用の回避	大統領令（4/29署名） ● 複数の関税が同一の品目に重複して適用されることを回避するための手続きを定める（3月4日まで遡及して適用）。 ➢ ①自動車関税の対象品目は、②対カナダ・メキシコ関税及び③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。 ➢ ②対カナダ・メキシコ関税の対象品目は、③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。 ➢ ③鉄鋼、アルミニウムの両方の関税が適用される要件を満たしている品目については、両方の関税の対象となる。 ※対象となる関税措置 ①自動車・同部品に対する25%の追加関税（完成車は4月3日発動、自動車部品は5月3日発動） ②カナダ・メキシコからの輸入品に対する25%の追加関税（3月4日発動） ③鉄鋼・アルミニウム・同派生品に対する50%の追加関税（25%の追加関税は3月12日発動。6月4日以降、50%に引上げ）

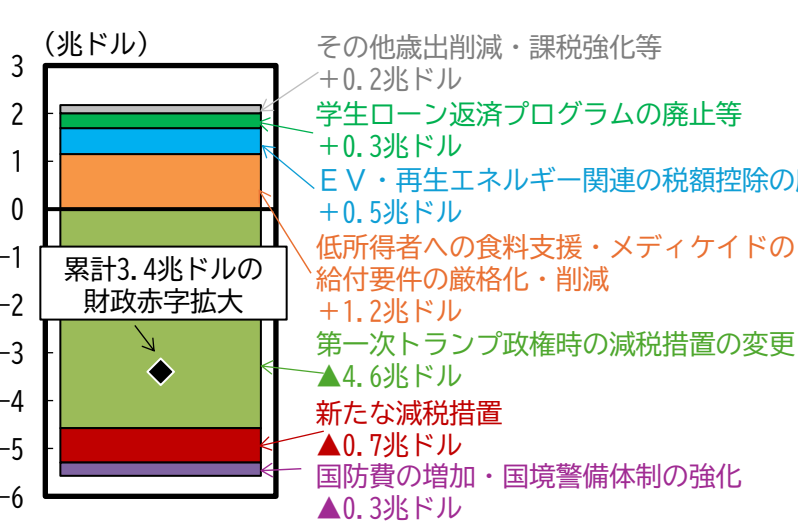
（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

財政調整法（One Big Beautiful Bill Act）の概要

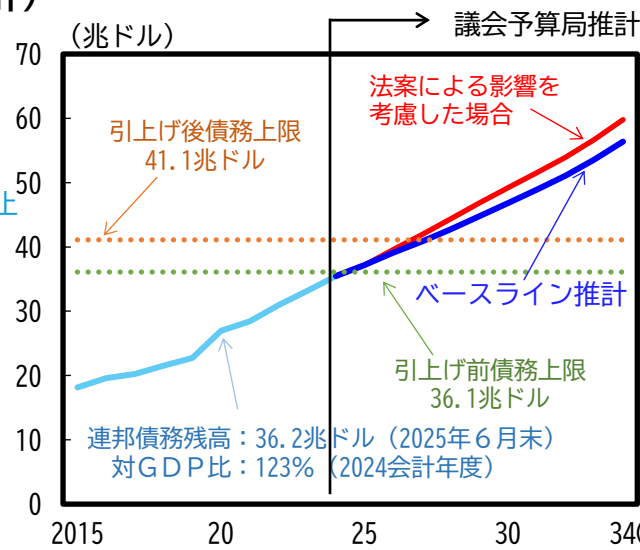
財政調整法がGDPに与える影響の 各機関による推計

債務上限の引上げ	歳出削減（低所得者支援）	新たな減税措置	推計機関	推計対象法案	GDP水準のベースライン推計からの 押し上げ効果
○連邦政府債務上限の 5兆ドル引上げ	○低所得者への食料支援（SNA P）の給付要件厳格化 ○メディケイドの給付要件厳格化	○チップ・残業代の非課税化 （2028年末まで） ○高齢者控除の強化（2028年末まで） ○自動車ローンの利子控除 （2028年末まで）	大統領経済諮問委員会	上院修正案（6/16）	28年に+4.6～4.9%、34年に+2.4～2.7%
			タックス・ファンデーション	成立済法案	25～34年平均+1.2%
			米国議会予算局	下院可決案（5/22）	25～34年平均+0.5%
			両院税制合同委員会	下院案（5/12）	25～34年平均+0.4%
			イエール大学	下院可決案（5/22）	25～34年平均+0.2%
			ペンシルベニア大学	成立済法案	34年に▲0.3%
その他	歳出削減（バイデン政権時関連）	第一次トランプ政権時の減税措置の変更			
○国防費の増加 ○国境警備体制の強化	○バイデン政権の学生ローン返済 プログラムの廃止 ○バイデン政権によるEV・再生 可能エネルギー関連の税額除 の修正	○個人向け減税・税額控除の恒久化 ○州・地方税控除（SALT）の上限を 1万ドルから4万ドルに引上げ （2029年末まで） ○事業用資産等の即時特別償却の復活			

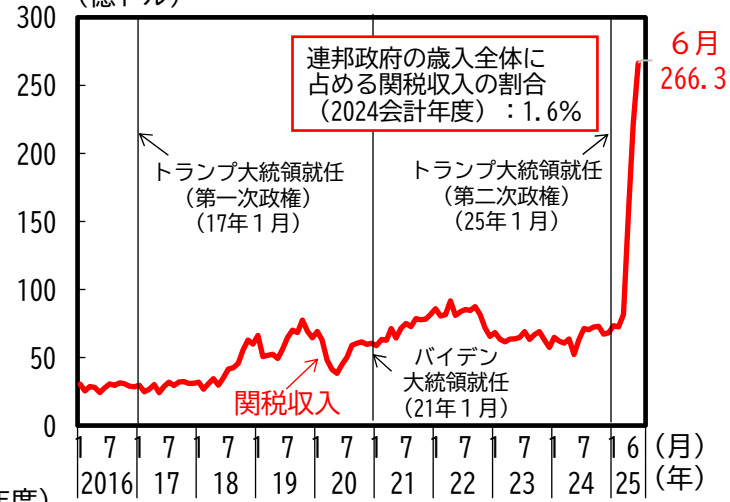
財政調整法が財政収支に与える影響 （25-34年度累計額、7月21日議会予算局による推計）



連邦政府債務残高



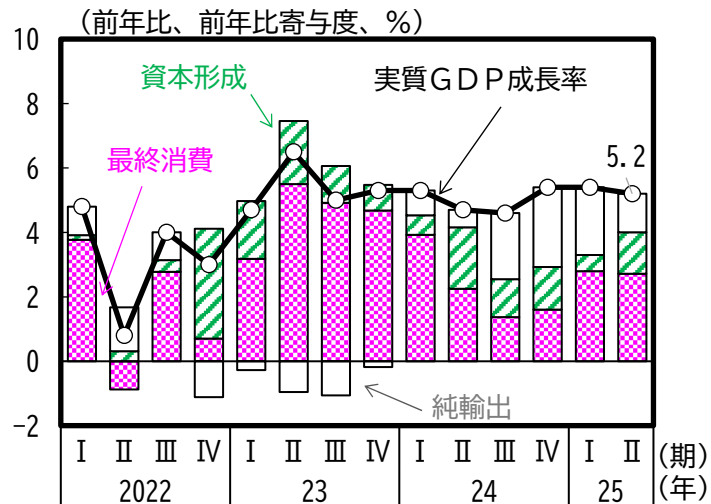
関税収入



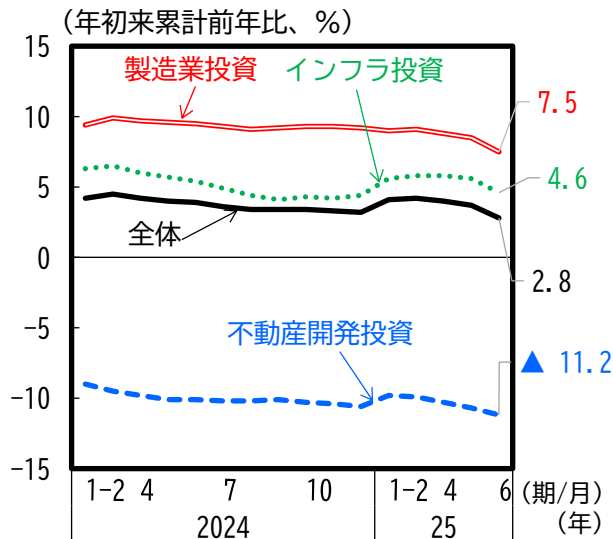
（備考）1. 左上表は、米国議会図書館により作成。左下図は、米国議会予算局により作成。
2. 右上表は、大統領経済諮問委員会、タックス・ファンデーション、米国議会予算局、両院税制合同委員会、イエール大学、ペンシルベニア大学により作成。
3. 中央下図は、米国議会予算局、米国財務省、米国商務省により作成。デフォルトを一時的に回避するための特別措置（公務員年金基金への投資停止など）により資金繰りを維持していた。
連邦政府債務残高は総債務残高を示す。債務上限に達しているかを判定する際には、一部の債務が対象外となるため、2025年6月末の総債務残高（36.2兆ドル）は引上げ前の債務上限の36.1兆ドルを上回っている。
ベースライン推計は、米国議会予算局の総債務残高の2025年1月推計値。米国における2024会計年度は、2023年10月から2024年9月までの期間。法案による利払い負担増加分、関税措置による影響は、推計には
含まれていない。右下図は、米国財務省により作成。原数値。

中国経済：各種政策の効果がみられるものの、景気は足踏み状態となっている。
タイ経済：景気は持ち直しの兆しがみられる。

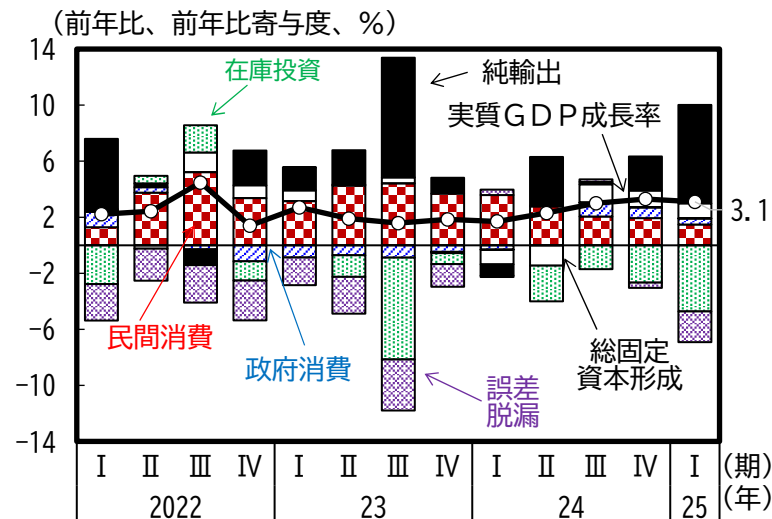
中国の実質GDP成長率



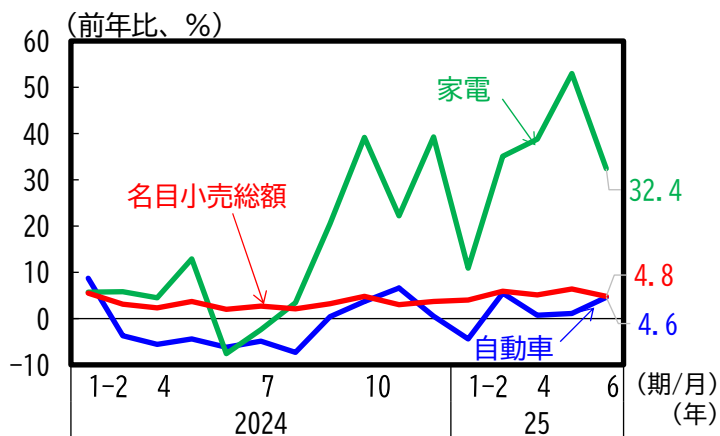
中国の名目固定資産投資



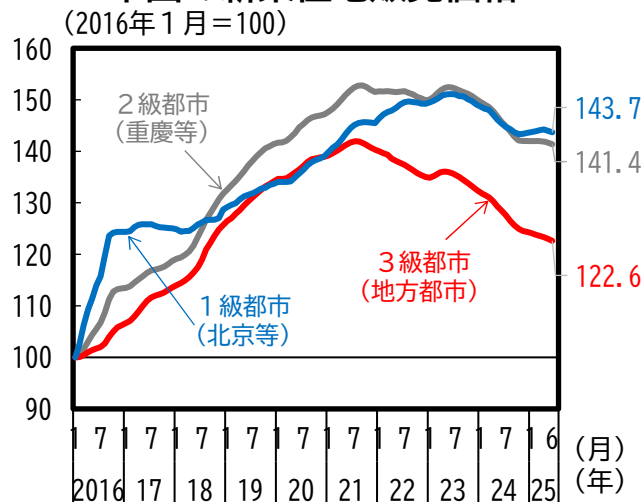
タイの実質GDP成長率



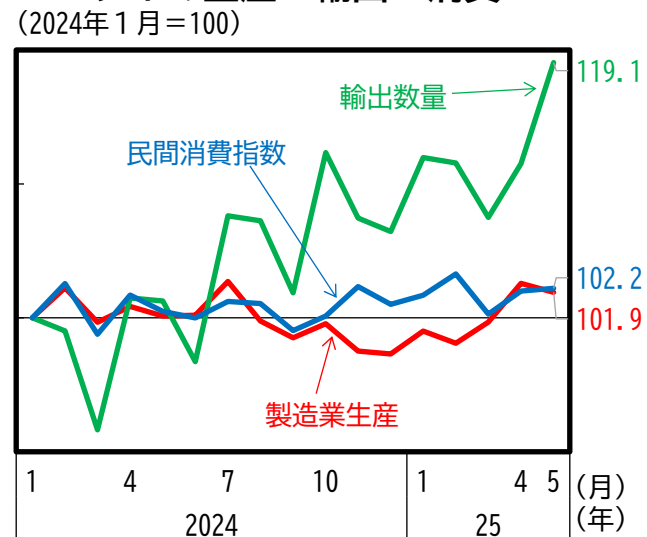
中国の名目小売



中国の新築住宅販売価格



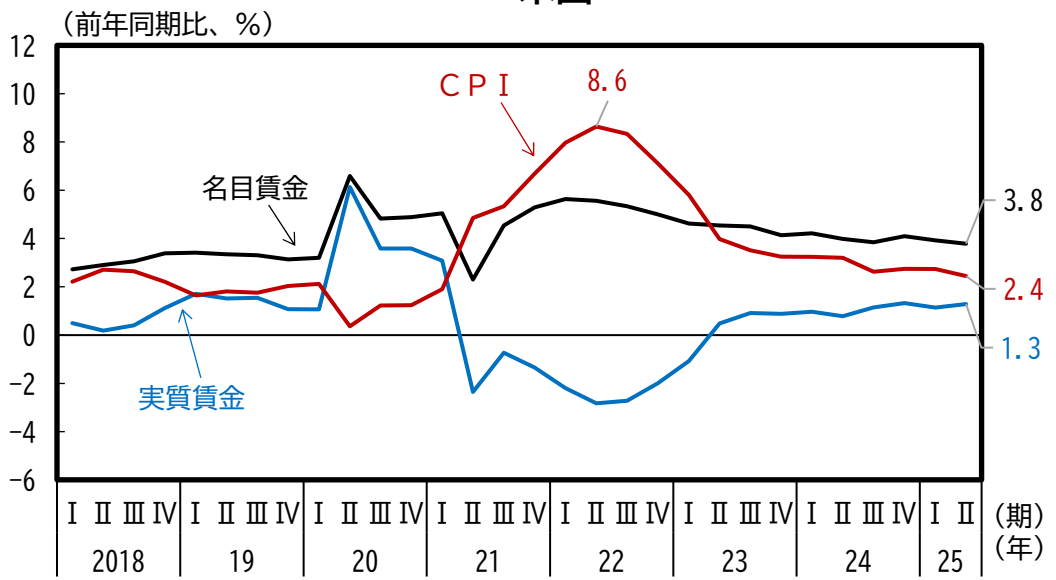
タイの生産・輸出・消費



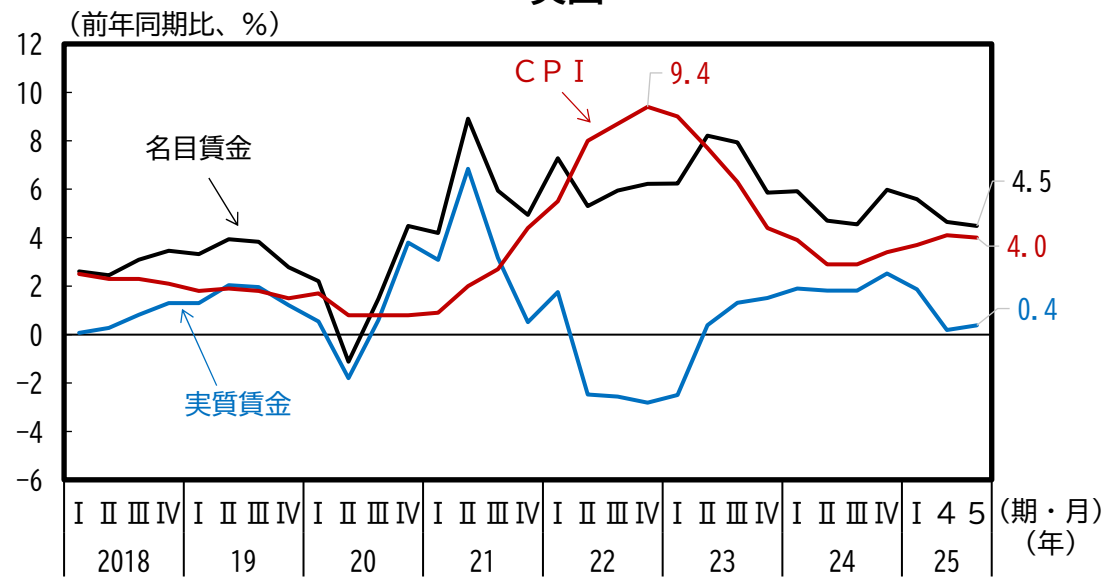
(備考) 1. 左上図、左下図、中央上図、中央下図は、中国国家统计局により作成。
2. 右上図は、タイ国家経済社会開発委員会により作成。
3. 右下図は、タイ工業省、タイ銀行により作成。季節調整値。

各国の名目賃金上昇率、物価上昇率、実質賃金上昇率

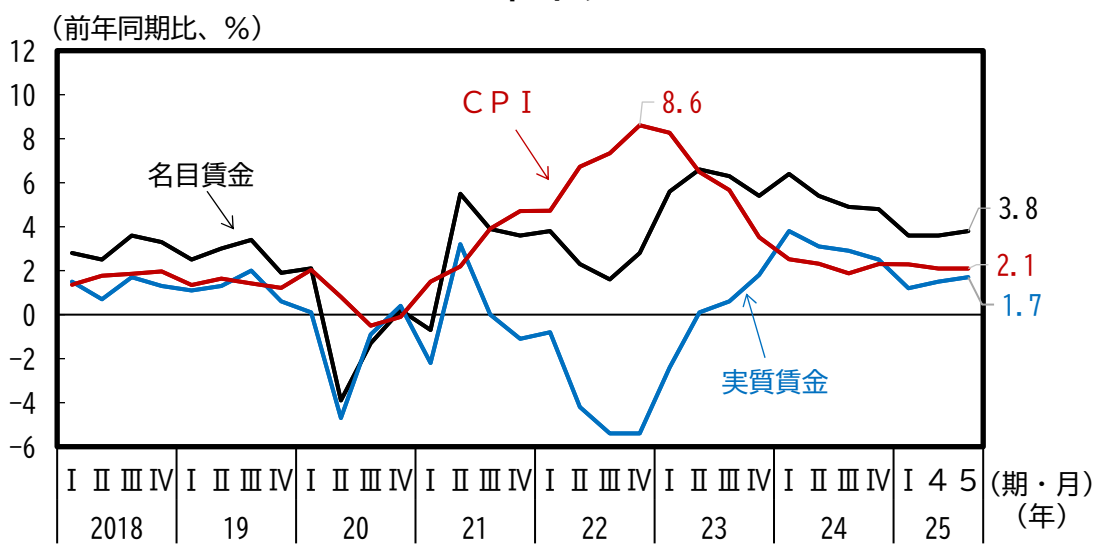
米国



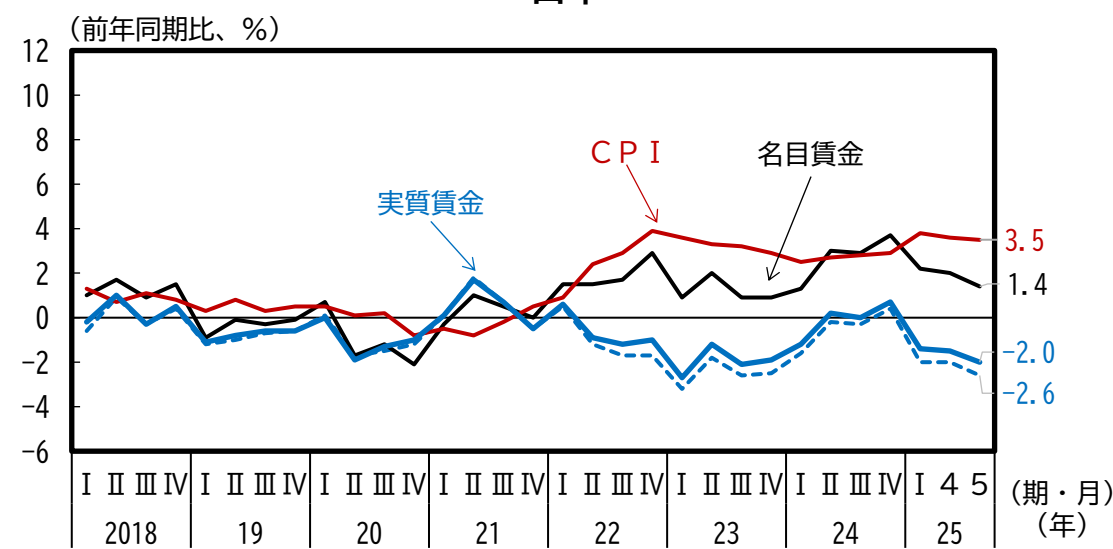
英国



ドイツ



日本



(備考) 1. 米国労働省、英国国家統計局、ドイツ連邦統計局、総務省「消費者物価指数」及び厚生労働省「毎月労働統計調査」により作成。
2. 米国は、名目賃金は時間あたり賃金、物価は消費者物価（帰属家賃含む）。英国は、名目賃金は週平均賃金、物価は消費者物価（帰属家賃含む）。ドイツは、名目賃金は月間平均賃金、物価は消費者物価（帰属家賃含む）。
3. 日本の名目賃金は月平均賃金。実質賃金について、実線は消費者物価指数（総合）で実質化。点線は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。